

令和 8 年度 定期 監査 報告書

(令和 7 年度事務の監査 第 2 回)

総合政策部

企画調整課

健康福祉部

地域支援課

高齢者支援課

障害者福祉課

都市整備部

交通企画課

(現地域交通課及び現道路課)

道路管理課 (現道路課)

水道部

総務課

工務課

武蔵野市監査委員



8 武 監 第 86 号
令和 8 年 7 月 14 日

武 蔵 野 市 長 小美濃 安 弘 殿
武 蔵 野 市 議 会 議 長 木 崎 剛 殿

武蔵野市監査委員 小 島 麻 里
武蔵野市監査委員 大 野 あ つ 子

令和 8 年度定期監査の監査結果報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、下記について監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果に関する報告を提出します。

指摘事項等については、措置を講じたうえ、再発防止のための職員の研修や定期的な打合せでの事務統一等を行うようお願いします。

この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたものについては、同条第14項の規定により、通知願います。

記

総 合 政 策 部	企 画 調 整 課
健 康 福 祉 部	地 域 支 援 課
	高 齢 者 支 援 課
	障 害 者 福 祉 課
都 市 整 備 部	交 通 企 画 課
	（ 現 地 域 交 通 課 及 び 現 道 路 課 ）
	道 路 管 理 課
	（ 現 道 路 課 ）
水 道 部	総 務 課
	工 務 課

目 次

第 1	監査の対象課	1
第 2	監査の種類	1
第 3	監査の対象	1
第 4	監査の期間	1
第 5	監査の着眼点	1
第 6	監査の概要	1
第 7	監査の結果	2
	総合政策部 企画調整課	3
	健康福祉部 地域支援課	4
	高齢者支援課	7
	障害者福祉課	16
	都市整備部 交通企画課	23
	(現地域交通課及び現道路課)	
	道路管理課	28
	(現道路課)	
	水道部 総務課	33
	工務課	41
	別 表	43

第1 監査の対象課

総合政策部企画調整課、健康福祉部地域支援課、高齢者支援課、障害者福祉課、都市整備部交通企画課（現地域交通課及び現道路課）（以下「交通企画課」という。）、道路管理課（現道路課）（以下「道路管理課」という。）、水道部総務課、工務課

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査

第3 監査の対象

令和7年4月1日から同年12月31日までににおける財務に関する事務及び他所管事務の執行

第4 監査の期間

令和8年1月30日から同年6月29日まで

第5 監査の着眼点

武蔵野市監査基準に従い、対象課所管の財務に関する事務及び他所管事務が法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

第6 監査の概要

- | | | |
|-----|-----------|---|
| 1 | 予算の執行 | (予算経理、歳入調定、契約事務等) |
| 2 | 資金前渡 | (前渡金受領、支払、精算の時期等) |
| 3 | 委託料の執行 | (委託内容、契約手続、委託料の支出等) |
| 4 | 補助金等の交付 | (交付目的、交付手続、交付時期等) |
| 5 | 郵券・金券類の管理 | (管理状況、切手等受払票等) |
| 6 | 公印の管理 | (管理状況、公印押なつ簿等) |
| 7 | 備品の管理 | (管理状況等) |
| 8 | 各課個別項目 | |
| (1) | 地域支援課 | 物価高騰対策給付金事業 |
| (2) | 高齢者支援課 | 介護保険料の賦課徴収及び減免、テンミリオンハウス事業、
高齢者総合センター大規模改修 |
| (3) | 障害者福祉課 | 障害者自立支援給付等事業、放課後等デイサービス事業 |
| (4) | 交通企画課 | 自転車対策事業 |
| (5) | 道路管理課 | 道路占用許可及び道路占用料の徴収、道路の維持管理事業 |
| (6) | 水道部総務課 | 超過勤務手当、水道料金の賦課、水道料金の減免及び基本料
金無償臨時特別措置、水道料金の徴収及び還付、水道料金の
督促及び停水執行、工事請負契約事務 |
| (7) | 工務課 | 漏水対策、水道メータ更新事業 |

第7 監査の結果

監査の結果は、第1から第5までに掲げる記載事項のとおり監査した限りにおいて、次のとおりである。

なお、文中「指摘事項」とは、武蔵野市監査基準第16条第4項にいう「是正」を指し、不当又は不正な事務処理があった場合に、その事実を指摘して是正を求めるものであり、「監査意見」とは、武蔵野市監査基準第16条第4項にいう「改善」を指し、不当又は不正な事務処理には該当しないが改善の可能性があると認められる事実があった場合に、市の組織及び運営の合理化に資するための意見を表明するものである。

総合政策部 企画調整課

1 予算の執行

(1) 歳入

令和7年12月末日現在の歳入は、予算現額50,086,000円、調定額88,000円、収入済額0円で、予算現額に対する収入率は0%である。

(2) 歳出

令和7年12月末日現在の歳出は、予算現額909,959,000円、支出済額4,561,598円で、執行率は0.5%である。

令和7年12月末日現在の歳入及び歳出予算の執行状況は、別表1（P43参照）のとおりである。

2 資金前渡

令和7年4月から12月までの資金前渡はなかった。

3 委託料の執行

令和7年4月から12月までの委託契約は、4件である。このうち、主管課契約分が1件、管財課契約分が3件で、全て随意契約である。

4 補助金等の交付

令和7年度の補助金の配当予算はなかった。

上記1～4について、関係書類等を審査した結果、適正に処理されているものと認められた。

5 郵券・金券類、公印及び備品の管理

郵券・金券類、公印及び備品の管理について、関係書類等を審査した結果、適正に管理されているものと認められた。

健康福祉部 地域支援課

1 予算の執行

(1) 歳入

令和7年12月末日現在の歳入は、予算現額75,477,000円、調定額11,161,250円、収入済額8,371,800円で、予算現額に対する収入率は11.1%である。

(2) 歳出

令和7年12月末日現在の歳出は、予算現額714,708,000円、支出済額578,742,012円で、執行率は81.0%である。

令和7年12月末日現在の歳入及び歳出予算の執行状況は、別表2（P44参照）のとおりである。

2 資金前渡

令和7年4月から12月までの資金前渡は6件で、うち精算起票済6件、精算戻入済6件である。

3 委託料の執行

令和7年4月から12月までの委託契約は、13件である。このうち、主管課契約分が7件、管財課契約分が6件で、全て随意契約である。

4 補助金等の交付

令和7年4月から12月までの補助金等の交付は、10件である。

上記1～4について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められた。

記

[指摘事項]

- 1 契約締結兼支出負担行為伺書において、起票日よりも前の日付で決裁されていた。

契約事務規則等に基づき、適正に処理されたい。

5 郵券・金券類、公印及び備品の管理

郵券・金券類、公印及び備品の管理について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に管理されているものと認められた。

記

[指摘事項]

- 1 切手等受払票において、実際に残数確認した日よりも前の日付で決裁されていた。
- 2 切手等受払票において、記載が漏れているものが見受けられた。

文書管理規則等に基づき、適正に処理されたい。

6 物価高騰対策給付金事業

(1) 令和6年度武蔵野市物価高騰対策給付金（令和6年度住民税非課税給付）

国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策における物価高の影響を受ける低所得者世帯への支援として実施するものである。

ア 対象者：基準日（令和6年12月13日）において、市に住民登録があり、世帯全員が令和6年度住民税均等割非課税者で構成される世帯である。

イ 給付：世帯単位

ウ 給付額：1世帯当たり30,000円を給付する。なお、対象世帯主と同一世帯に属する18歳以下の児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）がいる場合には、対象児童1人当たり20,000円を加算して給付する。

エ 申請期間：令和7年2月27日（木）から5月30日（金）まで

オ 実績

	発送件数	支給件数	支給額	支給率
住民税非課税給付	13,716件	12,702件	381,060,000円	92.6%
子ども加算	708件	655件	20,200,000円	92.5%

(2) 令和7年度武蔵野市物価高騰対策給付金（定額減税不足額給付）

デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援として、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置として実施するものである。

ア 対象者：基準日（令和7年1月1日）に市に住民登録があり、次のいずれかに該当する者（合計所得金額が1,805万円を超える者を除く。）である。

・不足額給付Ⅰ

令和6年度に実施した定額減税補足給付金（調整給付）において、令和5年所得等を基にした推計額を算定したことにより、令和6年所得等を基に算定した本来支給すべき額との間に不足を生じた納税義務者

・不足額給付Ⅱ

本人及び扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった者

イ 給付：個人単位

ウ 給付額

・不足額給付Ⅰ

不足額給付時調整給付所要額（下記A＋B）－当初調整給付額

A 所得税分控除不足額 A＜0の場合は0

＝定額減税可能額（3万円×減税対象人数）－令和6年分所得税額

B 住民税分控除不足額 B＜0の場合は0

＝定額減税可能額（1万円×減税対象人数）－令和6年度分個人住民税所得割額

※給付額は、1万円単位に切り上げる。

・不足額給付Ⅱ

原則40,000円（定額）

エ 申請期間

令和7年7月22日（火）から10月31日（金）まで

オ 実績

	発送件数	支給件数	支給額	支給率
不足額給付Ⅰ	12,551件	11,833件	295,040,000円	94.3%
不足額給付Ⅱ	749件	715件	28,540,000円	95.5%

物価高騰対策給付金事業について、関係書類等を審査した結果、適正に処理されているものと認められた。

健康福祉部 高齢者支援課

1 予算の執行

(1) 歳入

令和7年12月末日現在の一般会計歳入は、予算現額885,680,000円、調定額137,507,205円、収入済額132,734,672円で、予算現額に対する収入率は15.0%である。

介護保険事業会計歳入は、予算現額13,300,123,000円、調定額9,139,870,981円、収入済額8,164,933,681円で、予算現額に対する収入率は61.4%である。

(2) 歳出

令和7年12月末日現在の一般会計歳出は、予算現額4,543,479,000円、支出済額1,001,344,709円で、執行率は22.0%である。

介護保険事業会計歳出は、予算現額13,044,736,000円、支出済額8,522,495,214円で、執行率は65.3%である。

令和7年12月末日現在の歳入及び歳出予算の執行状況は、別表3（P46参照）のとおりである。

2 資金前渡

令和7年4月から12月までの資金前渡は40件で、うち精算起票済36件、精算戻入済36件である。

3 委託料の執行

令和7年4月から12月までの委託契約は、291件である。このうち、主管課契約分が220件、管財課契約分が71件で、指名競争入札3件を除き随意契約である。

4 補助金等の交付

令和7年4月から12月までの補助金等の交付は、572件である。

上記1～4について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められた。

記

[指摘事項]

- 1 前渡金整理簿において、記載が漏れているもの及び記載が誤っているものが見受けられた。
- 2 前渡金整理簿において、資金前渡受者の確認印が戻入日より前の日付で押印されているものがあった。

- 3 見積書兼請書において、決定、契約確定日、契約金額及び消費税額の記載が漏れているもの、割印の押印が漏れているものが見受けられた。また、契約金額及び消費税額を鉛筆で記載しているものがあった。
- 4 委託契約において、2者以上の見積もりを徴取すべきところ、1者のみの見積もりで契約決定を行っているものがあった。
- 5 契約締結伺書において、予定価格及び比較価格を鉛筆で記載しているものが多数見受けられた。
- 6 契約締結伺書において、特命随意契約となった根拠法令の記載が誤っているものがあった。また、契約締結兼支出負担行為伺書において、特命随意契約となった根拠法令の記載が漏れているものがあった。
- 7 契約締結報告書兼経過調書において、履行期間の記載が誤っているものが見受けられた。
- 8 委託契約において、再委託確認書・再委託承諾申請書の徴取が漏れているものが見受けられた。
- 9 再委託確認書・再委託承諾申請書において、再委託の有無の記載が漏れているものが見受けられた。また、個人情報の取扱の有無の記載が漏れているものがあった。
- 10 再委託確認書・再委託承諾申請書において、摩擦消去タイプのペンで記載されているものをそのまま収受していた。また、再委託確認書・再委託承諾申請書において、業者の押印が漏れているものをそのまま収受していた。
- 11 再委託確認書・再委託承諾申請書のうち、再委託があるものにおいて、収受印の押印及び課長欄の記載が漏れているものがあった。
- 12 介護職・看護職R e スタート支援金支給事業に係る補助金の支給決定通知書及び不支給決定通知書において、要綱で定める様式と異なるものを使用しているものが見受けられた。
- 13 高齢者地域生活支援事業運営費補助金の指令書において、補助金等交付規則で定める様式と異なるものを使用していた。
- 14 特別養護老人ホームの安全対策等整備事業に関する補助金の補助指令書において、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則で定める様式と異なるものを使用していた。
- 15 公益社団法人武蔵野市シルバー人材センター補助金の交付申請書において、要綱で定める様式と異なるものをそのまま収受していた。
- 16 老人クラブ補助金の指令書において、文書番号の記載が漏れているものがあった。
- 17 介護人材確保・定着支援金支給事業実施要綱第8条第4号の記載において、引用している条項に該当する規定がなかった。

会計事務規則及び契約事務規則等に基づき、適正に処理されたい。

5 郵券・金券類、公印及び備品の管理

郵券・金券類、公印及び備品の管理について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に管理されているものと認められた。

記

[指摘事項]

- 1 切手等受払票において、訂正印の押印が漏れているものが見受けられた。また、記載が漏れているもの及び記載が誤っているものがあった。
- 2 備品において、所管換えの手続が漏れているものがあった。

文書管理規則等に基づき、適正に処理されたい。

6 介護保険料の賦課徴収及び減免

介護保険は、40歳以上65歳未満医療保険加入者及び65歳以上の者が被保険者となって保険料を納め、介護が必要と認定され、介護サービスを利用する際に、1割、2割、または3割負担で利用することができる制度である。

被保険者は、65歳以上の第1号被保険者と、40歳以上65歳未満の医療保険加入者の第2号被保険者に分けられる。

介護保険法第129条第1項により、市が保険料を徴収しなければならない第1号被保険者の介護保険料について審査を行った。

(1) 介護保険料の賦課

介護保険料は、第1号被保険者に対し、政令で定める基準に従い、条例で定められた保険料額によって課することとされている（介護保険法第129条第2項）。保険料は3年ごとに改定され、第1号被保険者の保険料は、原則として所得状況に応じて分けられるが、特別の必要がある場合には、市町村の判断により、保険料を設定することができる（介護保険法施行令第38条、第39条）。

市では、3年ごとに策定する介護保険事業計画に基づいて、第1号被保険者の保険料を定めており、その保険料は介護サービスに必要な費用の23%にあたる。

ア 年間保険料額

平成30年度から、所得段階が18段階（市民税本人非課税層第1～第6段階・市民税本人課税層第7～第18段階）から20段階（市民税本人非課税層第1～第6段階・市民税本人課税層第7～第20段階）に変更となった。合計所得金額160万円～400万円未満の旧9～11段階を4つの段階に細分化したことと、合計所得金額5,000万円以上の段階を新設したことによって、累進性を高め、低所得者層の負担軽減を図った。

第9期（令和6～8年度）の介護保険料は、保険料基準額を6,240円から6,600円に引上げ、第8期（令和3～5年度）における第10段階（合計所得金額210万円以上220万円未満）と第11段階（合計所得金額220万円以上320万円未満）を統合して第10段階としたほか、第11段階以降の所得段階を区分する合計所得金額を変更し、合計所得金額1億円以上の段階を新設することで、さらに累進性を高めた。また、第8段階以降（合計所得125万円以上）の介護保険料は増額し、第7段階まで（生活保護受給者・非

課税世帯・合計所得125万円未満）の保険料を据え置くことで、低所得者層への負担軽減を図っている。

イ 徴収方法

原則として、特別徴収（年金引き落とし）が優先され、老齢基礎・退職・障害・遺族年金の受給額が年額18万円以上の被保険者が対象である。年度途中で65歳に到達した場合や、転入した場合は、当面の間は普通徴収（納付書、口座振替）となる。

ウ 保険料の算定と通知時期

介護保険料は、特別徴収の場合、住民税確定前に前年度保険料額を基に算定する仮徴収と、確定した住民税を基に年間保険料額（4月～翌年3月分）算定後に通知する本徴収があり、本徴収では、決定した年間保険料額から、仮徴収額を差し引いた残りの額を納めることとなっている。また、普通徴収の場合は、確定した住民税を基に算定した年間保険料額を第1期（7月）から第8期（翌年2月）に8分割することとなっている。

介護保険料は介護保険システムで管理し、6月の住民税確定を受け、システムから打ち出した賦課算定結果明細表（本算定賦課）を確認後、介護保険料納入通知書を打ち出し、発付する。

特別徴収と普通徴収の算定方法、通知時期については、次のとおりである。

【特別徴収】

納 期	4 月	6 月	8 月	10 月	12 月	2 月
算定方法	前年度2月と同額 （仮算定）		年間保険料額から、4・6月分の保険料を 差し引いた額（本算定）			
通知時期	前年度7月			7月		

※8月納期分については前年度7月に4月・6月と同額で通知されるが、本算定において上記算定方法により算定された金額を改めて通知する。

【普通徴収】

納 期	第1期 （7月）	第2期 （8月）	第3期 （9月）	第4期 （10月）	第5期 （11月）	第6期 （12月）	第7期 （1月）	第8期 （2月）
算定方法	年間保険料額 ÷ 8							
通知時期	7月							

令和7年7月7日付けで発付した本算定の通知書は、介護保険料納入通知書34,264件、本算定時における調定額累計は、滞納繰越分を除き2,911,540,200円である。

（2）介護保険料の徴収

ア 収納

保険料の徴収方法には、普通徴収と特別徴収がある（介護保険法第131条）。普通徴収とは、市町村が納付義務者に納入の通知をすることによって、納付義務者から直接徴収する方法で、特別徴収とは、年金保険者に保険料を徴収させ、市町村に納入させる方法である。年金の受給額が年18万円以上の場合、特別徴収となり、年金からの引き落としで保険料が徴収される。

令和7年4月から12月までに納付された介護保険料は、現年度分が1,986,302,800円（調定額2,943,588,800円）、滞納繰越分が7,506,700円（調定額25,221,800円）である。

未納者に対しては、地方自治法第231条の3に基づき、納期限から30日以内に督促を行っている。また、催告については、年2回送付している。

時効（督促日の翌日から2年）を迎えた介護保険料については、各時効完成日の約2週間後に不納欠損処理を行っている。

延滞金は介護保険料が納付された後、介護保険条例第12条により、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じて、納付すべき保険料額（千円未満切捨て）に年8.7%（期限の翌日から1か月以内は年2.4%）を乗じて得た延滞金を計算し、納付書を発送している。なお、納付すべき保険料額に乗ずる率は、令和8年1月1日からは年9.1%（期限の翌日から1か月以内は年2.8%）に改定されている。

イ 還付

重複納入や保険料額変更（転出、死亡等）による過誤納を還付するときは、介護保険料還付金振込依頼書を送付している。ただし、特別徴収の対象であった者が死亡した場合で、死亡後に支給された未支給年金から引き落とした保険料については、年金保険者の指示により、返納又は遺族への還付となる。

また、還付通知書発送後半年を経過したものについては、対象者に勧奨通知を送付している。年度内に還付されなかった還付金については、出納整理期間の5月に未済処理を行っている。

なお、還付金の処理は、現年度分は歳入還付、過年度分は歳出還付として行っている。

（3）介護保険料の減免

介護保険料の減免は、介護保険条例、同条例施行規則及び介護保険料減免要綱に基づいて行われている。

世帯の生計を主として維持する者が、火災等で財産に著しく損害を受けたとき又は失業等で収入が著しく減少したとき等、特別な事由がある場合に、それを証明する書類を添付して申請する。事由により、申請日以降6か月間又は12か月間の保険料の全額が免除される。ただし、年間の期別保険料の額が均一でない被保険者が多いことから、減免対象期間における期別保険料額を計算するのではなく、対象期間に相当する保険料額に割り戻して計算し、減免することとなっている。

令和7年4月から12月までに行われた減免は4件で、すべて東日本大震災による避難者に係る減免である。なお、減免割合は、半額減免が3件、全額減免が1件である。

介護保険料の賦課徴収及び減免について、関係書類等を審査した結果、適正に処理されているものと認められた。

7 テンミリオンハウス事業

テンミリオンハウス事業とは、地域の福祉団体、地域住民等が地域の人材又は建物を有効に活用し、地域において生活を支援し、見守り、及び社会とのつながりを維持する必要がある者に対して、地域の実情に応じて行う福祉事業について、市が補助金の交付その他必要な支援をする事業をいう。テンミリオンハウスの管理運営は、テンミリオンハウス事業実施要綱及びテンミリオンハウス事業有識者会議設置要綱に基づき行い、運営団体に対しては市及び社会福祉法人武蔵野市民社会福祉協議会（以下「武蔵野市民社会福祉協議会」という。）が作成した「テンミリオンハウス運営の手引き」を配布している。

（１）事業の目的・概要

介護保険制度導入を機に、要介護度の認定で非該当となるような比較的元気な高齢者の通いの場が必要となり、市民等の共助の力を活用した新たな「介護予防」のしくみ作りが求められた。

市では、介護保険制度が始まるにあたり、福祉サービスの面で市民に与える影響を調査したところ、その時点でデイサービスを利用していた高齢者の約３割が、利用対象から外れてしまうという結果を得たことから、介護保険を使わずに、地域に密着した支え合い（共助）の中で、見守りや社会とのつながりが必要な高齢者等の生活を総合的に支援し、介護予防や認知症予防等に取り組む仕組みとしてテンミリオンハウス事業を実施した。

地域住民や福祉団体等が運営主体となり、これに対し、年間１千万円（テンミリオン）を上限に運営費補助を行うほか、武蔵野市民社会福祉協議会に委託して、起業支援・運営支援等を行い、施設ごとに特色ある事業を展開している。

（２）利用者及び主なサービス

市に在住するおおむね65歳以上の地域での見守りや社会とのつながりを必要としている高齢者を主な利用者と想定している。自力通所が可能であること、身の回りのことが自分でできることが利用できる目安となっている。利用にあたっては、登録制を取っており、高齢者に限らず利用登録することで、誰でも利用できる。乳幼児親子の集う場を設けている施設もある。

提供するサービスは、各運営団体が独自に工夫し提供している。実費の徴収や金額の設定も運営団体が決めている。通所により地域へ出かけるきっかけを作り、栄養面に配慮した手作りの昼食で、食事を通じた交流と健康維持を実現している。また、施設ごとに多種多様な講座を実施しており、利用者は自分の意思に沿って自由に過ごすことができる。

（３）運営団体

運営団体は５年ごとに公募し運営団体を決定している。なお、同じ運営団体が再度応募した結果、採択されれば、引き続き同団体が運営を行うことができることとしている。

令和７年度における運営団体の公募施設は、川路さんちの１か所で、現在の運営団体のみの応募であり、運営団体の変更はなかった。

（４）運営支援及び評価

ア 武蔵野市民社会福祉協議会

市との業務委託契約により、労務や経理等の各種相談、毎年度の事業計画・資金計画作成支援、他機関との連携支援など運営団体に対する運営支援を実施している。

また、各運営団体が実施するスタッフ会議への出席や研修会の開催等も行っている。これらは、市が武蔵野市民社会福祉協議会に委託して行っているものである。

令和7年度の業務委託契約金額は11,176,000円である。

イ 武蔵野市テンミリオンハウス事業有識者会議

テンミリオンハウス事業の実施にあたり、地域の福祉関係者又は医療、保険、福祉若しくは経営に関する有識者等から広く意見を求め、事業の質の向上を図るため、「武蔵野市テンミリオンハウス事業有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を設置している。

ウ 武蔵野市テンミリオンハウス事業採択・評価庁内委員会

テンミリオンハウス事業では、補助金を交付するため、事業計画や資金計画の内容、事業成果等を客観的に評価する仕組みが必要であることから、健康福祉部長、高齢者支援課長、高齢者支援課相談支援担当課長、武蔵野市民社会福祉協議会事務局長による「武蔵野市テンミリオンハウス事業採択・評価庁内委員会」（以下「事業採択・評価庁内委員会」という。）を設置している。事業採択・評価庁内委員会には有識者会議の助言を考慮し、各運営団体の次年度の事業計画・資金計画の採択、事業報告・決算に対する事業の採択及び運営の評価、事業実施内容の評価等を実施し、採択すべき補助金の交付額等について市長に報告を行っている。

(5) 補助金の交付

事業採択・評価庁内委員会において推薦された各運営団体からの事業計画、資金計画をテンミリオンハウス事業評価基準に照らして算定し、事業採択・評価庁内委員会で採択の後、交付を行っている。また、事業年度終了後に活動実績を基に再度算定し、事業採択・評価庁内委員会で採択の後、補助金交付額の確定及び精算を行うこととしている。なお、次年度に繰越ができる限度額は100万円以内としており、当年度末繰越金が100万円を超える場合は、超過した分を市へ返還することとなっている。令和6年度は、繰越金が100万円を超えたことにより補助金の返還を行った施設はなかった。

補助項目に限度額1千万円の運営費とは別に、維持管理経費（平成31年／令和元年～5年度の光熱水費平均額の8割、上限なし）、初年度調弁費（上限100万円）、運営団体変更調弁費（上限80万円）及び運営団体継続調弁費（上限40万円）等、維持管理費補助を行っている。

テンミリオンハウス事業について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められた。

記

[指摘事項]

- 1 テンミリオンハウス事業実施に係る改修等工事補助金の補助決定通知書において、要綱で定める様式の記載が誤っているものがあった。
- 2 テンミリオンハウス事業実施に係る改修等工事補助金の実績報告において、記載が漏れているものをそのまま収受していた。

要綱等に基づき、適正に処理されたい。

8 高齢者総合センター大規模改修

(1) 概要

高齢者総合センターは、高齢者の福祉増進を図るため、平成5年に設置された施設であり、事業ごとに社会活動センター、デイサービスセンター、在宅介護・地域包括支援センター、住宅改修・福祉用具相談支援センターの4つのセンター機能を有している。

主管課は高齢者支援課で、現在は公益財団法人武蔵野市福祉公社を指定管理者とし、高齢者総合センターの管理運営を委託している。

平成5年の竣工から約30年が経過し、建物及び附属設備の経年劣化が進んでいることから、第2期武蔵野市公共施設等総合管理計画及び保全改修計画に基づき、施設の長寿命化を目的として、大規模改修工事を行った。

(2) 本施設大規模改修工事

令和6年3月に議会の議決を経たうえで契約を締結し、工事を実施している。

施設の閉館を伴う工事は令和7年7月に終了し、同月からは改修後施設でのサービスを再開している。なお、改修工事全体の終了は令和8年1月である。

高齢者総合センター大規模改修工事に関する契約のうち、主な契約の件名及び契約金額（税込）は以下のとおりである。

ア 武蔵野市立高齢者総合センター大規模改修に伴う実施設計業務委託

契約金額 33,550,000 円

契約方法 随意契約

イ 高齢者総合センター大規模改修に伴う工事監理業務委託

契約金額 27,500,000 円

契約方法 随意契約

ウ 高齢者総合センター大規模改修工事 ※契約変更あり

当初契約金額 591,800,000 円

変更後契約金額 604,885,600 円 ※増額 13,085,600 円

契約方法 制限付一般競争入札

エ 高齢者総合センター大規模改修に伴う機械設備工事 ※契約変更あり

当初契約金額 327,800,000 円

変更後契約金額 350,293,900 円 ※増額 22,493,900 円

契約方法 制限付一般競争入札

オ 高齢者総合センター大規模改修に伴う電気設備工事

契約金額 414,879,300 円

契約方法 制限付一般競争入札

(3) 仮施設設置及び賃貸借

高齢者総合センター大規模改修及び障害者福祉センター改築工事期間中も各施設の機能を継続するため、令和6年7月に仮施設を設置し、令和7年8月まで仮施設を利用している。

令和7年4月から12月末日までの仮施設に関する支出は40,358,882円であった。主なものは仮施設賃貸借費、電気料等である。

(4) 備品の更新

大規模改修後の各事業の再開に向けて、老朽化が進む館内の備品について更新を実施している。また、レイアウト変更等に伴い必要となる新規備品の購入を行っている。

令和7年4月から12月末日までの高齢者総合センターの備品に関する支出は44,739,819円であった。

高齢者総合センター大規模改修について、関係書類等を審査した結果、適正に処理されているものと認められた。

[監査意見]

1 高齢者総合センターの大規模改修に伴う物品買い入れの契約について

当該施設改修の主管課として、関係各課と調整してきたことは理解するところではあるが、誤解を招きかねないような状態となったことについては、関係各課と共に物品の買い入れスケジュールの振り返りなどを行い、今後全庁的に予定されている改築及び改修の事務手続きに活かすことを期待する。

健康福祉部 障害者福祉課

1 予算の執行

(1) 歳入

令和7年12月末日現在の歳入は、予算現額4,371,956,000円、調定額2,369,641,020円、収入済額1,960,226,642円で、予算現額に対する収入率は44.8%である。

(2) 歳出

令和7年12月末日現在の歳出は、予算現額7,504,085,000円、支出済額5,080,420,099円で、執行率は67.7%である。

令和7年12月末日現在の歳入及び歳出予算の執行状況は、別表4（P53参照）のとおりである。

2 資金前渡

令和7年4月から12月までの資金前渡は4件で、うち精算起票済3件、精算戻入済2件である。

3 委託料の執行

令和7年4月から12月までの委託契約は、57件である。このうち、主管課契約分が25件、管財課契約分が32件で、指名競争入札1件を除き随意契約である。

4 補助金等の交付

令和7年4月から12月までの補助金等の交付は、151件である。

上記1～4について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められた。

記

[指摘事項]

- ① 見積書兼請書等において、記載が漏れているもの及び暴力団等排除措置に関する特約書の添付が漏れているものが見受けられた。また、割印の押印が漏れているものがあった。
- ② 契約締結兼支出負担行為伺書において、予定価格及び比較価格の記載が漏れているものが見受けられた。
- ③ 支出負担行為伺書において、課長の決裁が漏れているものがあった。
- ④ 契約締結兼支出負担行為伺書において、特命随意契約とした根拠法令の号数の記載が誤っているもの及び記載が漏れているものが見受けられた。
- ⑤ 準備契約の契約締結報告書兼経過調書において、起票日の記載が漏れているもの及び見

積月日が4月1日より前の日付になっているものが見受けられた。

- 6 障害者（児）ショートステイ事業運営費補助金交付申請書において、添付資料が漏れているものをそのまま収受していた。
- 7 中途失聴者及び難聴者のための手話講習会運営費補助金の補助指令書において、記載が誤っているものがあった。
- 8 リフトタクシー運行事業補助金の交付原議において、課長による代決後部長の後閲を受けていないものがあった。
- 9 障害者団体等バス借上料補助金において、要綱で定められた期限を過ぎた申請書及び実績報告をそのまま収受しているものが見受けられた。また収受印の押印が漏れており、提出日が確認できないものがあった。
- 10 障害者日中活動系サービス推進事業補助金交付申請書において、要綱等で定められた様式と異なる申請書をそのまま収受しているものが見受けられた。

契約事務規則等に基づき、適正に処理されたい。

[監査意見]

1 文書の保管について

財務会計に関する事務手続きは、法令によって細部にわたり規定されている。財務会計に関する関係書類等は、文書管理規則の定めのとおり「常に整然と分類して整理し、必要ときに直ちに引き出せるよう」保管方法の徹底を図られたい。

5 郵券・金券類、公印及び備品の管理

郵券、公印及び備品の管理について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に管理されているものと認められた。

なお、障害者福祉課では、金券類の保管はなかった。

記

[指摘事項]

- 1 切手受払票において、鉛筆で記載されているもの及び訂正印の押印が漏れているものが見受けられた。また、残数の確認が漏れている月があった。
- 2 公印押なつ簿において、訂正印の押印が漏れているものが多数見受けられた。また、記載が漏れているもの及び公印管理者の押印が漏れているものがあった。

文書管理規則等に基づき、適正に処理されたい。

6 障害者自立支援給付等事業

障害者福祉施策については、身体、知的、精神という障害種別ごとに異なる法律に基づ

いていた障害者福祉サービスや公費負担医療等が、平成18年4月1日に施行された障害者自立支援法により、共通の制度の中で提供する仕組みになった。その後、平成25年4月1日に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に名称変更し、施行された。大きな改正点としては、障害者の定義には、難病者も含まれることになり、障害程度区分から障害支援区分への見直し、重度訪問介護の対象拡大、ケアホーム（共同生活介護）とグループホーム（共同生活援助）の一元化などが実施された。さらに平成30年4月の改正により、障害者自らが望む地域生活が営むことができるよう、「生活」及び「就労」に対する支援の一層の充実や障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充が図られている。

また、令和4年12月の改正で、障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、①障害者等の地域生活の支援体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等のデータベースの整備等の措置を講ずることとされた。

障害者総合支援法の対象となるのは身体、知的、精神障害に加え、376（令和7年4月時点）の難病等の疾病である。

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスは、大きく自立支援給付と地域生活支援事業で構成されている。そのうち、自立支援給付による福祉サービスは、介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具費の支給、相談支援のサービスに分けられる。

サービスを利用する場合、市の窓口申請して、障害支援区分認定（サービスによる）やサービス等利用計画案の作成等、支給決定のプロセスを経て、サービスの利用が開始される。利用後は少なくとも6か月に一度モニタリングが行われ、サービス等の利用状況の検証や見直しが行われている。

利用者負担額は、基本的に1割と食費、光熱水費の実費負担となっているが、世帯等の所得に応じて決定され（上限あり）、食費等の減免やグループホーム利用者には家賃助成があるなど、様々な軽減措置がある。

（1）共同生活援助（グループホーム）給付

ア 目的及び概要

共同生活援助（グループホーム）の給付は、障害者総合支援法第6条に規定される自立支援給付のうち、訓練等給付の一つとして位置づけられており、障害者が住み慣れた地域で生活するための支援を目的としている。共同生活援助（グループホーム）とは夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている場合にもサービスが提供される。入居者間の交流を保ちながら一人で暮らしたいというニーズに応えるためのサテライト型住居もある。

障害者が共同生活援助のサービスを利用するには、まず市による障害支援区分の判定とサービス利用に係る支給決定が必要であり、市からの支給決定後に障害者が

共同生活援助（グループホーム）事業者と直接契約するという仕組みとなっている。市が支給決定したサービスの利用にかかる費用は、利用されるサービスに応じて市から利用者に対して給付するものであるが、実際にサービスの利用にかかる費用から利用者負担額を差し引いた額を市から事業者に対して支払う代理受領方式となっている。

市としては、サービスを提供する事業者に対して、東京都国民健康保険団体連合会を通しての共同生活援助サービス費の支払のほか、都・市加算分の共同生活介護・援護費の支払を行っている。

イ 実績

令和7年度の介護・訓練等給付費の当初予算額は4,745,187,000円である。うち、共同生活援助（グループホーム）給付に係る当初予算額は504,416,697円、令和7年12月末日現在（令和7年11月実績分までの給付費）の支出総額は461,554,667円で、執行率は91.5%である。

グループホーム施設利用状況については次のとおりである。

		令和5年度	令和6年度	令和7年度
施設数	市内	31か所	29か所	29か所
	市外	72か所	81か所	63か所
入所者		251人	261人	259人

※令和7年度は12月末日現在の実績

（2）補装具費の支給

ア 目的及び概要

補装具費の支給は、障害者総合支援法第76条に規定されている自立支援給付の一つであり、障害者等の身体機能を補完し、又は代替する用具である補装具を支給することによって、障害者が日常生活を送るうえで必要な移動等の確保及び就労場面における能率の向上を図ることを目的としている。

対象者は、車椅子、装具、補聴器、眼鏡等の補装具を必要とする障害者・難病患者等である。市は対象者からの申請に対して東京都心身障害者福祉センター等の技術的助言に基づき補装具の購入又は修理に要した費用を支給する。

また、平成30年4月の法改正により、支給基準に借受けが追加され、成長に伴って短期間での交換が必要であると認められる場合は支給の対象となった。

補装具の購入または修理に要した費用については、共同生活援助（グループホーム）の給付と同じく代理受領方式により、補装具業者に支払っている。なお、利用者負担額は、障害者総合支援法においては原則1割となっているが、市民税非課税世帯及び生活保護受給世帯についてはその全額を助成している。市独自の助成として、最多納税者の市民税所得割課税額が46万円未満の世帯については5%を助成している。

イ 実績

補装具費の給付の当初予算額は28,625,000円、令和7年12月末日現在の執行済額は

20,175,385円で、執行率は70.5%である。なお、直近3か年の給付件数及び事業費は、次のとおりである。

年 度		令和5年度	令和6年度	令和7年度
補装具交付 (修理)	件数	201件	215件	156件
	事業費	26,751,708円	28,468,035円	20,175,385円

※件数は児童を含む。なお、令和7年度については12月末日現在の実績

障害者自立支援給付等事業について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められた。

記

[指摘事項]

- ① 共同生活援助都・市加算分の支給決定の起案書において、要綱で定められた補助の条件に該当しているか確認できないものがあった。
- ② 訓練等給付費（共同生活援助）都・市加算分支払決定額通知書において、要綱で定める第2号様式と異なる様式を使用していた。
- ③ 補装具費支給決定通知書において、施行細則で定める第33号様式と異なる様式を使用していた。

障害者グループホーム支援事業実施要綱等に基づき、適正に処理されたい。

[監査意見]

① 文書の保管について

個人番号（マイナンバー）が記載された書類については、特定個人情報の取扱いに関する手順書等に基づき、物理的な安全管理を整えられたい。

7 放課後等デイサービス事業

（1）放課後等デイサービス事業の目的及び概要

平成24年4月より、障害児を対象としたサービスは児童福祉法に一本化された。都道府県が実施する「障害児入所支援」、市町村が実施する「障害児通所支援」があり、障害児通所支援の一つに放課後等デイサービス事業がある。

放課後等デイサービスとは、学校就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、学校以外の場所で集団生活を行う機会や居場所を提供し、生活能力向上のための訓練や社会との交流を図っている施設である。

市内には令和7年12月末日時点で18か所の放課後等デイサービス施設がある。外遊びや創作活動や季節のイベント等のさまざまなプログラムが用意され、送迎のある施設も

ある。

利用する場合は、市から通所受給者証の交付を受け、直接各施設と契約を結んでいる。

放課後等デイサービス事業について市が行っている補助は放課後等デイサービス等施設開設準備補助金（放課後等デイサービス等施設開設準備補助金交付要綱）及び放課後等デイサービス等施設賃借料補助金（放課後等デイサービス等施設賃借料等補助金交付要綱）がある。

（２）放課後等デイサービス パレット

ア 概要

肢体不自由児や医療的ケア児においては、設備や人員面等の理由で民間事業者による放課後等デイサービス施設での受け入れが難しいことから、令和２年12月に放課後等デイサービス施設条例を制定し、放課後等デイサービス施設「パレット」を開設した。（桜堤１丁目９番９号 桜堤ケアハウス内）

イ 管理運営

施設の管理は社会福祉法人武蔵野を指定管理者として、基本協定及び年度協定に基づき行われている。

令和７年度12月末日現在の当事業に関する障害者福祉課の歳出は、予算現額62,520,000円、執行済額46,515,000円、執行率は74.4%である。なお、執行済額はすべて指定管理に係る委託料である。協定期間（令和７年４月１日から令和８年３月31日）終了後60日以内に精算書で精算することになっている。

指定管理に係る委託料の推移は次のとおりである。

	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
指定管理に係る委託料 (A)	40,316,117円	45,876,955円	60,832,000円	62,020,000円
障害者福祉課 歳出総額 (B)	6,178,740,000円	6,416,098,210円	6,804,209,216円	—
歳出総額に 占める割合 (A/B)	0.65%	0.72%	0.89%	—

※令和７年度は12月末日現在額

ウ 利用実績

１日の定員は10名で、主に肢体不自由児及び医療的ケアが必要な児童で、かつ保護者が就労している場合を優先しており、定員枠に空きがある場合に医療的ケアまたは保護者の就労がない肢体不自由児の受け入れを行っている。当該施設の利用実績は次のとおりである。

年度	通所実績 (延べ)	出席率
令和5年度	1,440人	78.7%
令和6年度	1,713人	75.3%
令和7年度	1,462人	81.8%

※令和7年度は12月末日現在数

(3) モニタリング評価結果

令和7年度公の施設のモニタリング評価結果（評価対象期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日）について、総合満足度100%（前年度85.7%）と高い評価を維持しており、安定した事業運営を行っていることが読み取れる。人員体制の工夫などによる稼働率の向上や、地域の団体との連携及び親同士の交流を目的とした保護者会の開催等が評価されている。

放課後等デイサービス事業について、関係書類等を審査した結果、適正に処理されているものと認められた。

都市整備部 交通企画課

1 予算の執行

(1) 歳入

令和7年12月末日現在の歳入は、予算現額891,699,000円、調定額2,719,039円、収入済額2,719,039円で、予算現額に対する収入率は0.3%である。

(2) 歳出

令和7年12月末日現在の歳出は、予算現額1,768,030,651円、支出済額587,354,641円で、執行率は33.2%である。

令和7年12月末日現在の歳入及び歳出予算の執行状況は、別表5（P55参照）のとおりである。

2 資金前渡

令和7年4月から12月までの資金前渡は11件で、うち精算起票済9件、精算戻入済9件である。

3 委託料の執行

令和7年4月から12月までの委託契約は、71件である。このうち、主管課契約分が40件、管財課契約分が31件で、指名競争入札14件を除き随意契約である。

4 補助金等の交付

令和7年4月から12月までの補助金等の交付は、54件である。

上記1～4について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められた。

記

[指摘事項]

- 1 前渡金整理簿において、記載が誤っているもの及び記載が漏れているものが見受けられた。
- 2 契約締結報告書において、適切な契約書類が添付されていなかった。
- 3 契約締結報告書兼経過調書において、履行期間が誤っているものがあった。
- 4 契約締結報告書兼経過調書において、指定理由の記載が漏れているものが見受けられた。
- 5 委託契約において、再委託確認書・再委託承諾申請書の徴取が漏れているものがあった。
- 6 一般社団法人武蔵野市観光機構駐車場情報提供事業補助金交付申請書において、要綱に定める様式と異なるものをそのまま収受していた。

契約事務規則等に基づき、適正に処理されたい。

5 郵券・金券類、公印及び備品の管理

郵券類、公印及び備品の管理について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に管理されているものと認められた。

なお、交通企画課では、金券類の保管はなかった。

記

[指摘事項]

- 1 切手受払票において、訂正印の押印が漏れているものが見受けられた。

文書管理規則に基づき、適正に処理されたい。

6 自転車対策事業

市では、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律や、自転車等の適正利用及び放置防止に関する条例、自転車等総合計画（計画期間令和2年度～7年度）に基づき、駅周辺の放置自転車等の解消及び自転車の安全利用の推進に取り組んでいる。

（1）自転車の安全利用の推進

ア 交通ルールの徹底及びマナーの向上

市内で発生した交通事故のうち、自転車に関連する事故の割合が多いことから、自転車利用者に正しい交通ルールを周知徹底しマナー向上を図るため、委託契約により「自転車安全利用講習会」を開催している。対象は市内で自転車を利用する中学生以上の方で、武蔵野警察署と共催で開催している。

講習会参加者には、市内有料自転車等駐車場（定期利用）を優先的に利用できる「自転車安全利用認定証」を交付しており、認定証に有効期間を設けることで、定期的な再受講を促している。

また、市内在住者にはTSマーク付帯保険にかかる費用の一部助成（1,000円）を行い、自転車の定期的な点検、整備と自転車事故の被害者救済の備えを促すとともに、令和5年度からは自転車用ヘルメットの購入費用の一部助成（2,000円まで）も行い、ヘルメット着用の普及、安全利用の促進及び事故による被害の軽減に取り組んでいる。

一般を対象とした講習会のほか、市内企業・団体等を対象に企業等が指定する場所で行う講習会、学校等で自転車事故を再現したスタント講習会を行っている。

5年間の自転車安全利用講習会等の開催状況及び助成件数は、次のとおりである。

年度	一般向け講習会	市内企業・団体向け講習会	スタント講習会	参加者合計	TSマーク助成	ヘルメット助成
令和3年度	28回 617人	5回 506人	3回 876人	1,999人	78件	
令和4年度	24回 352人	17回 1,357人	2回 709人	2,418人	82件	
令和5年度	30回 836人	21回 1,864人	3回 1,055人	3,755人	105件	257件
令和6年度	21回 827人	18回 2,085人	2回 615人	3,527人	99件	362件
令和7年度	16回 575人	18回 2,014人	2回 656人	3,245人	74件	138件

※令和7年度は12月末日までの実績

5年間の市内交通事故に占める自転車関与率の推移は、次のとおりである。

年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
交通事故件数	349件	386件	394件	397件	369件
自転車関与件数	221件	253件	251件	257件	230件
自転車関与率	63.3%	65.5%	63.7%	64.7%	62.3%

イ 自転車の走行環境づくりの推進

自転車等総合計画の自転車の安全利用対策には、広域的な連携を含めた交通ルールやマナーの啓発、保険加入の推奨などのソフト面と、自転車の走行空間づくりである道路整備といったハード面があることから、今後の総合的な取組みを示す「自転車走行環境づくり推進計画」が平成29年4月に策定されている。同計画に基づき、自転車ナビマーク・ナビライン（法定外表示）の整備を進めている。

(2) 自転車等駐車場整備

自転車等総合計画において、自転車等駐車場の整備目標台数を29,100台としており、目標台数の確保に努めている。

令和7年12月末日現在、公共自転車等駐車場は、33か所（吉祥寺駅周辺15か所、三鷹駅周辺8か所、武蔵境駅周辺10か所）で、全て公益財団法人自転車駐車場整備センター（以下「整備センター」という。）が管理・運営している。その他、民設民営自転車等駐車場が5か所あり、全ての自転車等駐車場において、民間等専門機関の活用がなされている。

令和7年12月末日現在、地域別公共自転車等駐車場収容可能台数は、次のとおりである。

地域	吉祥寺駅周辺	三鷹駅北口周辺	武蔵境駅周辺
収容可能台数	15,059台	7,484台	11,107台
「自転車等総合計画」整備目標台数	12,600台	7,100台	9,400台
整備目標台数に対する公共自転車等駐車場の割合	119.5%	105.4%	118.2%

ア 公共自転車等駐車場

市の公共自転車等駐車場は、「自転車駐車場施設の設置（改良）及び運営に関する協定」により、整備センターが設置及び管理運営を行っている。

市は自転車等駐車場用地を確保し、整備センターは自転車等駐車場の整備から管理・運営に至るまでを行うという役割分担のもと、自転車等駐車場事業を実施している。自転車等駐車場の台数確保のため、建物を建築する場合には、その整備費が高額となることから、その一部を市が負担する場合もあるが、令和7年度において、市の負担はなかった。

整備センターが運営する自転車等駐車場では、短時間の買物等でも自転車等駐車場を利用できるように、入庫より2時間以内の駐車は無料となる「短時間無料制度」を導入している。また、吉祥寺パーキングプラザ公共自転車駐車場では、定期利用のスペースを一時利用として開放するフリーゾーンを導入しており、多くの一時利用者を受け入れている。

イ 補助金による民営自転車等駐車場の整備

市では、民設民営自転車等駐車場の設置を推進するため、民営自転車等駐車場設置費補助金交付要綱を平成22年4月に定めた。同要綱による補助金の交付要件は、駅からおおむね500メートル以内にあること、継続して10年以上運営すること、おおむね50台以上の自転車等を収容することができること等となっている。

（3）放置自転車等対策

放置自転車等対策は、委託契約により、放置防止指導、整理、公共自転車等駐車場等への案内、放置自転車等撤去、自転車保管場所での保管及び返還等の業務を行っている。

令和7年度は令和3年度にプロポーザルを実施し決定した業者と、随意契約により2件の委託契約を締結した。2件のうち1件は、自転車等利用者が増加する場所・時期における放置防止指導を強化するための単価契約である。令和7年度の委託契約金額は、174,135,134円（単価契約は設計金額）である。

放置自転車の返却の際には、撤去及び保管手数料（自転車1台につき3,000円、原動機付自転車1台につき5,000円）を徴収している。令和7年4月から12月までの返却台数は827台、徴収した撤去及び保管手数料は2,338,000円である。

保管場所へ搬入された撤去自転車等は、撤去日時、場所、撤去自転車の防犯登録番号、車体番号等の告示を行い、告示した日から30日間保管する。保管期間を経過した自転車は、売却により処理している。

自転車の売却は、中古自転車として海外へ輸出することを条件に、入札により行っている。令和7年4月から12月までに売却した自転車は443台、売却額は836,243円である。

撤去自転車の所有権は、告示後6か月経過後に市に帰属するため、売却代金は歳入歳出外現金として収納、保管し、所有権帰属後に雑入として処理している。

なお、令和7年4月から12月までに売却処理された原動機付自転車はなかった。

過去5年間の放置自転車及び撤去自転車（いずれも原動機付自転車を除く）の台数は、次のとおりである。

放置自転車(10月平日15時台)

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
放置台数	85台	87台	94台	81台	72台
対前年度増減率	13.3%	2.4%	8.0%	△13.8%	△11.1%

撤去自転車

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
撤去台数	1,703台	1,667台	1,616台	1,451台	1,320台
対前年度増減率	△8.4%	△2.1%	△3.1%	△10.2%	△9.0%

※令和7年度は12月末日までの台数

(4) 自転車等総合計画

自転車等総合計画は、自転車等の駐車対策や走行空間の整備、安全利用に関する取組等を推進するため策定している。令和7年度は、自転車等総合計画（令和8年度～17年度）改定に向けて、自転車等駐車対策協議会等において議論を進めた。計画の改定においては、プロポーザルを実施し決定した事業者と改定支援等業務委託契約を締結した。令和7年度における委託契約金額は、2,651,000円である。

計画策定においては、自転車関与事故率の高止まり等の課題や、大型車など駐輪ニーズの多様化、地域交通に貢献する自転車の活用等の新たな課題についても検討を進めた。計画は、社会状況等を踏まえ適宜取組施策の見直しを行うとともに、おおむね5年後に中間見直しを実施し、計画後期の取組施策を策定する予定である。令和7年度は基本方針の整理や取組み施策（案）、計画（素案）の検討後、11月15日から12月5日までパブリックコメントを募集した。公表は令和8年4月である。

自転車対策事業について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められた。

記

[指摘事項]

- 1 撤去自転車等返還申請書において、規則で定める様式と異なる様式を使用していた。

自転車等の適正利用及び放置防止に関する条例施行規則等に基づき、適正に処理されたい。

都市整備部 道路管理課

1 予算の執行

(1) 歳入

令和7年12月末日現在の歳入は、予算現額271,685,000円、調定額271,926,794円、収入済額268,379,354円で、予算現額に対する収入率は98.8%である。

(2) 歳出

令和7年12月末日現在の歳出は、予算現額602,862,000円、支出済額304,216,067円で、執行率は50.5%である。

令和7年12月末日現在の歳入及び歳出予算の執行状況は、別表6（P57参照）のとおりである。

2 資金前渡

令和7年4月から12月までの資金前渡は4件で、うち精算起票済3件、精算戻入済3件である。

3 委託料の執行

令和7年4月から12月までの委託契約は、66件である。このうち、主管課契約分が45件、管財課契約分が21件で、指名競争入札8件を除き随意契約である。

4 補助金等の交付

令和7年度の補助金の配当予算はなかった。

上記1～4について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められた。

記

[指摘事項]

- 1 契約締結兼支出負担行為伺書において、予定価格及び比較価格の記載が漏れているものが見受けられた。
- 2 契約締結兼支出負担行為伺書において、物品取扱主任の押印が漏れているものがあった。
- 3 見積書兼請書において、改正前の個人情報特記仕様書が添付されているものが見受けられた。
- 4 見積書兼請書において、契約金額を訂正しているものが見受けられた。
- 5 契約締結報告書兼経過調書において、2者から見積もりを徴取した旨の記載があるが、決定しなかった事業者の見積書兼請書がないものがあった。

- 6 見積書兼請書及び契約締結報告書兼経過調書において、添付の委託仕様書と履行期間に齟齬があった。
- 7 準備契約の契約締結報告書兼経過調書において、見積月日が4月1日より前の日付になっているものがあった。

契約事務規則等に基づき、適正に処理されたい。

5 郵券・金券類、公印及び備品の管理

郵券、公印及び備品の管理について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に管理されているものと認められた。

なお、道路管理課では、金券類の保管はなかった。

記

[指摘事項]

- 1 切手等受払票において、残数の確認が漏れている月があった。
- 2 新規購入備品において、備品登録が漏れていた。

文書管理規則等に基づき、適正に処理されたい。

6 道路占用許可及び道路占用料の徴収

(1) 道路占用許可

道路に電柱、電線、ガス管、日除け、看板、工事用の足場等の工作物、物件又は施設等を設け、継続して道路を使用する場合、道路管理者の許可を受ける必要がある。（道路法第32条）

市道においては、道路の占用許可を受けようとする者から申請を受けた場合、市は、道路占用規則に基づき許可を行っているが、東京都道路占用規則第4条の道路占用許可基準及び道路占用物件配置基準を準用している（道路占用規則第4条）。また、占用場所が特定公共物（道路法が適用されない道路：認定外道路等）にあたる場合は、特定公共物管理条例及び条例施行規則に基づき許可を行っている。

令和7年4月から同年12月までにおける新規の道路占用、特定公共物占用の許可件数は226件である。

(2) 道路占用料の徴収

道路占用料の徴収については、道路法第39条で、道路管理者は道路の占用につき占用料を徴収できると規定されている。債権の分類としては、強制徴収公債権にあたる。

市道における道路占用料の徴収については、道路占用料等徴収条例に基づき占用料を徴収している。令和7年4月から同年12月までに徴収した現年度分の道路占用料は、調

定額は252,376,470円、収入済額は252,340,450円、徴収率は99.99%である。

ア 徴収方法

新規分は、1件ごとに占用期間に応じて道路占用料を算出し、徴収を行っている。

占用期間が翌年度以降にわたる場合は、年間の道路占用料を算出したうえで、当該年度分を毎年4月30日までに徴収を行っている。

イ 減免措置

道路占用料等徴収条例第3条において、占用料の減免が規定されており、該当物件の占用者からの申請により、占用料の全額又は一部を免除している。

ウ 督促及び滞納処分

納期限を過ぎても占用料を納入しない占用者に対しては、道路法第73条第1項及び債権の管理に関する条例第7条により、納期限後30日以内に督促状を発送することになっている。

その後も滞納を続けている占用者に対しては、催告書を発送する。

また、納期限を過ぎ延滞金が発生した場合は、延滞金を徴収する。（道路占用料等徴収条例第5条）

なお、占用料及び延滞金を徴収する権利は、道路法第73条第4項において「5年間行使しない場合においては、時効により消滅する。」と規定されている。

道路占用許可及び道路占用料の徴収について、関係書類を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められた。

記

[指摘事項]

- ① 道路占用許可申請書の事務処理欄において、訂正印の押印が漏れているものが見受けられた。
- ② 道路占用料及び特定公共物占用料の歳入調定において、期限までに会計管理者へ通知を行っていないものが見受けられた。

会計事務規則等に基づき、適正に処理されたい。

7 道路の維持管理事業

(1) 道路総合管理計画

道路総合管理計画は、将来にわたり安全・安心な道路サービスを提供していくため、今後の道路管理の方向性や取組みを定めたもので、平成30年3月に策定された。本計画は、市の長期計画・調整計画の方針を具体化する個別施設計画であり、公共施設等総合管理計画における「道路施設」及び「橋りょう施設」の類型別方針を踏まえたものである。計画期間は、平成30年度から令和9年度までの10年間としている。

対象となっている施設は、舗装、擁壁、橋りょう、電線共同溝、排水施設、駅舎連続施設、道路照明、道路標識、防護柵、ベンチなどである。現状を分析した結果、将来的な財政負担の増大、施設の優先度が整理されていないこと、市民への情報発信が不足しているなどの課題が明らかになったことから、これらの課題に対応するため、今後の管理方針を定めたものである。

具体的には、次の3つの視点に基づき、様々な取組みを推進している。1つ目は「計画的」な道路管理として、長期的見通しの明確化、予防保全型の維持管理、情報基盤の整備である。2つ目は「効率的」な道路管理として、道路施設の優先度の明確化、発注方法の検討、新技術の積極的な活用などである。3つ目は「持続的」な道路管理として、PDCAサイクルの導入、市民等への情報発信と協働・連携などである。

令和7年度は、次期計画の改定に向けて、新たな取組みの模索や継続している取組みの見直しを行った。

(2) 維持管理業務

道路管理課では、道路の維持管理のために、道路更新工事の他、道路巡回、道路補修、道路清掃、街路灯維持管理、路面下空洞調査、雪害対策等の業務を日々行っている。

ア 道路巡回

日常的に道路管理課職員がパトロールを実施し、道路の異常や破損箇所を発見し、補修を実施している。

イ 道路補修

簡易に補修できるものは道路管理課職員が処理しているが、それ以外は年間単価契約や個別契約を締結した業者に工事依頼している。

ウ 道路清掃

道路の機能維持及び美観保持等のため、道路上におけるゴミ・土砂等の除去・清掃等について、年間単価契約を締結した業者に委託している。

エ 街路灯維持管理

道路照明施設の維持管理を行い、施設の機能を保持するため、ランプ取替や修繕、点検等について、年間単価契約を締結した業者に委託している。また、街路灯の新設や建替、LED化等の工事を行っている。

オ 路面下空洞調査

道路陥没の原因となる地中の空洞を発見し、陥没事故の未然防止を図るため、専門業者に調査を依頼している。市内の管理道路（車道）を5年で一巡できるよう、計画的に空洞調査を進めているところである。令和7年度は、この定期調査に加え、路面の落ち込みが発生した箇所や経過観察調査で異常が確認された箇所等、路面下の状況把握が必要となった際に、機動的な空洞調査も行っている。

カ 雪害対策

3駅（吉祥寺駅・三鷹駅・武蔵境駅）周辺を中心に除雪、凍結防止・融雪剤散布について、単価契約を締結した業者に委託している。

(3) 情報提供・通報及び新技術の活用

道路管理課では、市民から道路に関する情報提供や通報を受け付けている。これらの受付内容や調査結果、対応状況等の記録は、要望等管理システム（POSA）にて一元管理しており、令和7年4月から12月までの受付件数は671件であった。

また、市民が迅速かつ手軽に通報できるよう「武蔵野市LINE公式アカウント道路通報システム」を導入している。LINEによる情報提供・通報の対応状況については、月に一度ホームページで公表しており、令和7年4月から12月までの受付件数は98件であった。

さらに令和7年度からは、道路における市民の安全・安心の向上、維持管理コストの削減及び業務効率化を図るため、AI技術を活用した道路点検DXシステムを試行導入した。これは、職員がパトロールに使用する車両にスマートフォン等の点検機器を取り付け、AIによって路面の舗装状態等を点検・可視化するものである。令和7年度及び8年度を試行期間とし、導入効果や運用上の課題の検証を進めている。

道路の維持管理事業について、関係書類を審査した結果、適正に処理されているものと認められた。

[監査意見]

1 道路維持補修工事（単価契約）について

道路維持補修工事（単価契約）において、現状では特記仕様書に定める工事完了図書及び竣工検査届の提出期限が事実上機能していない。速やかに提出されるよう改善を図られたい。

水道部 総務課

1 予算の執行

(1) 収入

令和7年12月末日現在の収入は、収益的収入予算現額5,614,557,000円、調定額2,598,195,614円、収入済額2,239,742,470円で、予算現額に対する収入率は39.9%である。資本的収入予算現額389,354,000円、調定額0円、収入済額0円で、予算現額に対する収入率は0%である。

(2) 支出

令和7年12月末日現在の支出は、収益的支出予算現額5,500,402,000円、支出済額2,125,851,569円で、執行率は38.6%である。資本的支出予算現額1,065,647,000円、支出済額729,938,304円で、執行率は68.5%である。

令和7年12月末日現在の収入及び支出予算の執行状況は、別表7（P59参照）のとおりである。

(3) その他

令和7年度予算の収益的収入及び支出には、都営水道一元化を見据え、東京都の仕訳方式に合わせ固定資産台帳整理を行ったことにより、特別利益1,737,514,000円及び特別損失1,505,682,000円が計上されている。

2 資金前渡

令和7年4月から12月までの資金前渡（小口資金）は9件で、うち精算起票済9件、精算戻入済9件である。資金前渡（水道料金還付資金）は9件で、うち精算起票済9件、精算戻入済9件である。

3 委託料の執行

令和7年4月から12月までの委託契約は、72件である。指名競争入札15件を除き随意契約である。

4 補助金等の交付

令和7年4月から12月までの補助金の配当予算はなかった。

上記1～4について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められた。

記

[指摘事項]

- 1 委託契約において、契約番号に誤りがあった。

- 2 見積書兼請書において、契約金額、消費税額、「決定」及び契約確定日の記載が漏れているものがあった。
- 3 指定理由書において、訂正印の押印が漏れているものが見受けられた。
- 4 物品委託等契約支出負担行為伺書兼契約報告書において、比較価格が鉛筆で記載されているものが見受けられた。
- 5 契約報告書において、課長の決裁印の押印が漏れているものがあった。
- 6 委託契約において、再委託確認書・再委託承諾申請書の徴取が漏れているものが見受けられた。
- 7 資金前渡（小口資金）について、立替払いを行っていた。

水道事業会計規程等に基づき、適正に処理されたい。

5 郵券・金券類、公印及び備品の管理

郵券類、公印及び備品の管理について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に管理されているものと認められた。

なお、水道部総務課では、金券類の保管はなかった。

記

[指摘事項]

- 1 レターパックを購入しているが、受払票による管理をしていなかった。
- 2 公印押なつ簿において、訂正印の押印が漏れているもの及び記載が漏れているものが見受けられた。

水道部文書管理規程等に基づき、適正に処理されたい。

6 超過勤務手当

正規の勤務時間外に勤務することを命じた場合には超過勤務手当、休日に勤務を命じた場合には休日給を支給している。

勤務時間外に勤務するときは、事前に超過勤務等命令書の決裁を受け、実際に勤務した時間及び内容について庶務事務システムを用いて報告し、所属長の電子決裁を受けている。なお、支給額の算出については、庶務事務システムに入力されたデータを基に人事課が行っている。

超過勤務手当について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められた。

記

[指摘事項]

- ① 超過勤務等命令書において、訂正印の押印が漏れているものが見受けられた。
- ② 一斉定時退庁日超過勤務命令報告書において、決裁印の押印が漏れているものが見受けられた。

水道部職員の給与の額及び支給方法等に関する規程等に基づき、適正に処理されたい。

7 水道料金の賦課

水道料金の賦課業務については、外部委託を行っている。

(1) 水道料金の算定

水道料金は、基本料金と従量料金との合計額に100分の110を乗じて得た額である。

基本料金は、給水管の呼び径の大きさに応じ、1月当たり842円～807,950円である。

(給水条例第26条の2)

従量料金は、給水管の呼び径に応じ、1月当たり使用水量1立方メートルにつき22円～410円である。ただし、給水管の呼び径が25ミリメートル以下のものにあつては、使用水量5立方メートルまでの分に係る従量料金は無料である。(給水条例第26条の3)

なお、公衆浴場営業に使用する場合の料金については、別に設定されており、また、生活保護法により生活扶助を受ける者等に対する減免措置も設けられている。

使用水量の計量は隔月であり、市内を2地区に分け毎月交互に検針を行っている。

令和7年4月から12月までの検針数は、455,048件(平場メータが454,092件、隔測メータが956件)である。

(2) 水道料金の調定・賦課

水道料金の調定・賦課業務については、委託事業者が検針済データを水道料金システムに取り込むことにより、日々の調定処理を行っている。取り込んだデータ及び個別に入力した調定更正額については、1か月ごとに調定整理通知表(処理日別)として出力したものを水道部に提出し、水道部が決裁を行っている。

その他、漏水、減免等についても申請を受けて、更正処理を行っている。

令和7年4月から12月までの調定件数は、359,176件、調定額は2,120,179,449円である。

水道料金の賦課について、関係書類等を審査した結果、適正に処理されているものと認められた。

8 水道料金の減免及び基本料金無償臨時特別措置

水道料金の減免は、給水条例第29条及び第34条に基づき実施されており、令和7年度のみの中時的なものを含めて次の6つがある。

(1) 漏水減免

漏水により使用水量が増加した場合は、漏水時の水量から、漏水原因別に漏水相当水量の4分の1から4分の3に相当する水量を減量し、料金を再算定する。過払い分については、水量認定後に還付が行われる。

漏水が発見されるのは、多くの場合、隔月の検針時である。過去の実績と比べて、使用量が著しく多くなっていることにより発見される場合や、地面から水が染み出してくることにより発見される場合等がある。使用者からの申請に基づき、認定するものである。

令和7年4月から12月までの漏水による水道料金の減免件数は、83件で、金額は3,477,599円（上水分2,545,867円、下水分931,732円）である。

(2) 公衆浴場に対する減額措置

市内の公衆浴場に対し、1月あたり10立方メートルを超える使用水量に係る従量料金について、1立方メートルにつき100円を70円とする減額を行うこととしている。

(3) 東日本大震災に伴う避難者に対する減免

避難者からの申請を受け、基本料金の免除及び従量料金の一部免除を行っている。

令和7年4月から12月までの東日本大震災に伴う避難者に対する減免額は、272,633円（上水分183,946円、下水分88,687円）である。なお、令和7年12月末日までに新たに申請されたものはない。

(4) 生活保護法により生活扶助を受ける者に対する免除

生活扶助受給者からの申請を受け、基本料金の免除及び従量料金の一部免除を行っている。

令和7年4月から12月までの生活扶助受給者に対する減免額は、20,893,003円（上水分13,732,838円、下水分7,160,165円）である。

(5) 児童扶養手当又は特別児童扶養手当受給者に対する免除

児童扶養手当等受給者からの申請を受け、生活扶助受給者と同様に基本料金の免除及び従量料金の一部免除を行っている。

令和7年4月から12月までの児童扶養手当等受給者に対する減免額は、6,789,344円（上水分4,528,530円、下水分2,260,814円※生活扶助受給者との重複を除く。）である。

(6) 水道料金に係る基本料金無償臨時特別措置

物価高騰による家計負担軽減及び猛暑のエアコン利用控えや暑さ対策に資するため、東京都水道料金に係る基本料金無償臨時特別交付金を活用して行った夏季の臨時的な免除措置である。減免対象となる期間は6・7月分と8・9月分又は7・8月分と9・10月分で、メータ検針時期による。

当該施策に係る予算措置については、令和7年第2回定例会にて補正予算案を上程し、議決されている。補正予算は、無償化による給水収益の減少分は440,000,000円を見込んでいる。なお、無償化による減免額は428,487,786円である。

水道料金の減免について、関係書類等を審査した結果、適正に処理されているものと認められた。

9 水道料金の徴収及び還付

水道料金の徴収及び還付処理業務については、外部委託を行っている。

(1) 水道料金の徴収

水道料金は、検針によって調定した水道料金と下水道使用料の合算額を、隔月で使用者に請求し、納入通知書、口座振替、クレジットカード払いのいずれかの方法により徴収している。

令和7年4月から12月末日までの納入通知書発送件数は100,550件、口座振替及びクレジットカード払い依頼件数は、258,626件である。令和7年4月から12月末日までの水道料金収入額は、1,767,730,694円で、調定額2,120,179,449円に対する収納率は、83.4%である。

ア 納入通知書

納入通知書（ハガキ形式）は、2地区を検針期間により、前半と後半に分け、毎月2回打ち出しを行い、使用者宛てに納期限まで10日以上の間を設けて送付している。

使用者は、各金融機関、市窓口の他、コンビニエンスストアでも納付することができる。

令和7年4月から12月末日までのコンビニ収納取扱件数は、87,371件で、金額は371,834,089円である。

イ 口座振替

各金融機関への口座振替の依頼についても、毎月2回行っている。残高不足のため振替ができなかった場合は、1か月後に再度振替をし、2回目も不能の場合には、督促状を送付して対応している。

ウ クレジットカード払い

クレジットカードの請求は、毎月1回、各カード会社の情報を集約して代行している業者に水道部の専用端末からオンラインで行っている。クレジットカードが無効等の理由で決済ができなかった場合は、直ちに請求書を作成し、「カード決済不能通知書」とともに使用者へ送付している。

令和7年4月から12月末日までのクレジットカード収納取扱件数は、132,652件で、金額は706,511,916円である。

(2) 消込み

消込みは口座振替分は電子媒体、納入通知書分はOCRにより電算処理している。また、集金等による手書き納付書分は、OCR用紙を打ち出して電算処理している。毎日の納入金額は、電算処理による収入日計表と水道料金等納入済通知書との照合を行い、確認している。

(3) 水道料金の還付

二重納付や調定減により還付が発生した場合は、毎月1回「水道料金等還付金のお知らせ」を送信して、使用者に通知している。使用者は、現金（水道部窓口）、口座振込、

充当のいずれかの方法で還付を受けることができる。

還付資金として毎月初日に200万円を資金前渡し、月末に精算している。還付資金は専用口座に入金している。

令和7年4月から12月までの前渡金額は18,000,000円、還付金額は2,243,551円、精算戻入金額は15,756,449円である。

水道料金の徴収及び還付について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められた。

記

[指摘事項]

- 1 集計表等の決裁文書において、主査が代決し、その後課長決裁を受けていないものが見受けられた。

水道部文書管理規程等に基づき、適正に処理されたい。

10 水道料金の督促及び停水執行

水道料金の督促等の滞納整理業務及び停水執行については、外部委託を行っている。納期限を過ぎた滞納分は、納期限の2か月後に委託事業者が作成した督促状を発送する。滞納が2回請求分（必ずしも連続ではない）発生した場合は、督促状兼給水停止予告書を発送する。

また、停水までには、さらに委託事業者が電話催促を行い、給水停止予告書の指定納期限を過ぎても納入のない使用者について、指定納期限後2～3週間程度を目途に、給水停止執行通知書により停水を執行している。

停水解除の条件は、滞納分の全額一括納入が原則であるが、使用者の生活状況等を考慮し、一部納入でも納入計画を作成させ、停水を解除している。

令和7年4月から12月までの滞納整理状況は、督促状発送件数15,347件、給水停止予告書発送件数5,783件、停水執行件数1,205件、停水解除件数894件である。

水道料金の督促及び停水執行について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、適正に処理されているものと認められた。

記

[指摘事項]

- 1 督促状等発送実施報告の原議において、発送件数の記載が誤っているものが見受けられた。

適正に処理されたい。

11 工事請負契約事務

水道部における工事の入札及び契約手続に関する事務は、水道部事務分掌規程第2条に基づき、水道部総務課が行っている。契約に関する書類の決裁区分については水道部事務専決規程により、工事請負契約に関する各事項ごとに定められている。

令和7年4月から12月までの工事請負契約は29件（うち、指名競争入札18件、随意契約11件）、契約金額は510,504,974円である。内訳は、建設改良工事の配水施設工事が10件、原水及び浄水施設工事が16件、維持工事の配水及び給水工事が1件、その他の工事が2件であった。

（1）競争入札

工事請負契約の入札については、市の工事請負契約の入札手続に関する要綱に準拠して行われているが、入札方式の選択基準については、公営企業としての水道事業における工事の迅速な施工開始等に資する必要から次のように定めている。

- | | |
|---------------------------|-------------|
| ・設計金額1億5,000万円以上 | 一般競争入札 |
| ・設計金額5,000万円以上1億5,000万円未満 | 工事希望制指名競争入札 |
| ・設計金額5,000万円未満 | 指名競争入札 |

このうち、一般競争入札、工事希望制指名競争入札の入札参加条件の設定については、水道部契約事務審議委員会で審議を行っている。

競争入札の際の指名業者の選定については、指名業者登録名簿の中から工事請負指名競争入札参加者指名基準に基づき行うこととされている。

現在は、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにて、市の建設工事等競争入札参加資格を有し、一般財団法人建設業情報管理センターが公表する経営事項審査の結果にて水道施設工事又は、土木工事で総合評定値を付与されている業者の中から指名している。なお、設計金額3,000万円以上の工事請負契約については、水道部指名業者選定委員会で審議のうえ指名業者を選定している。

（2）随意契約

地方公営企業法施行令で定められている特殊な案件で契約先を指定する必要がある契約については、指定理由書を作成及び決裁のうえ、1社に決定している。

また、1件の予定価格が200万円以下の工事については、水道部少額工事事務取扱要綱に基づき契約を行っている。

（3）前金払、中間前払金

前金払は、土木工事、建築工事及び設備工事については契約金額の4割（最高限度額2億円）、土木建築に関する工事の設計及び調査又は測量については、契約金額の3割（最高限度額5,000万円）である。

令和7年4月から12月までに契約締結している工事請負契約の中で、前金払を行っているものは14件、158,100,000円であった。

中間前払金の率は、契約金額の2割（最高限度額1億円）であるが、中間前払金を支払った工事契約はなかった。

（４）工事の検査

契約手続後は、水道部監督及び検査事務要領に基づき、監督、検査が行われている。請負業者は、各工事の標準仕様書に定められた工事着手届、施工計画書、材料確認調書、材料検査届、建設副産物処理実施届、工事写真等の必要書類を提出する。工事終了後は、請負業者から竣工届が提出され、1件あたりの設計金額が200万円を超える工事請負契約は総務部総務課検査係が、予定価格200万円以下の工事請負契約は水道部総務課検査担当（庶務係長）が検査を行っている。

（５）工事成績評定制度

水道部工事成績評定要綱に基づき、500万円以上の請負工事を対象として、平成25年度から工事成績の評定を実施している。85点以上の評定を受けた場合、「優良な工事」として市報及び市のホームページに掲載し1年間公表している。

工事請負契約事務について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められた。

記

〔指摘事項〕

- 1 工程表について、約款に定められた期限内に提出されていないものが見受けられた。
- 2 工事成績評定通知書の通知に係る起案書において、施行日の記載が漏れているものが見受けられた。

工事請負契約約款等に基づき、適正に処理されたい。

水道部 工務課

1 漏水対策

限られた水資源を有効に利用するため、漏水対策として、道路に埋設した配水管と各家庭に引き込まれている給水管の漏水調査を行うことにより、漏水発見・早期修繕を実施し、有効率（配水量に対して、有効に使用される水量の比率）及び有収率（配水量に対して、料金徴収の対象となった水量の比率）の向上を図っている。

漏水調査は、市内全域の給・配水管の調査（漏水調査委託）並びに市民、検針員及び市関連部署等からの依頼・通報による調査（給水施設調査委託）の2つの方法により行われており、いずれも公費で実施されている。

調査の結果、漏水が発見された場合には、修繕工事を行うこととなる。修繕工事の費用負担については、給・配水管から水道メータまでの部分（一次側）については市が、それ以外の部分（二次側）は所有者等が負担する。なお、漏水調査及び修繕工事は専門業者に委託して行っている。

また、台風等の気象状況により水道施設に被害が予想される時は、市職員及び委託業者が水道施設の点検及び初期対応のため待機し、被害の拡大防止に努めている。

令和7年4月から12月までの漏水調査、漏水発見、漏水修繕の状況は以下のとおりである。

漏水調査件数			漏水発見件数						漏水発見箇所別修繕件数 (公費対応分)		
漏水調査委託 (市内全戸調査)	給水施設調査委託 (市民等による依頼調査)	合計	漏水調査委託		給水施設調査委託			合計	応急修理委託修繕件数		合計
			宅地内	道路上	宅地内		道路上		宅地内	道路上	
					一次側	二次側			一次側		
49,412	190	49,602	92	1	53	107	15	268	145	16	161

他企業の工事に伴う掘削等で給・配水管等を損傷したなどの原因者負担となる損傷復旧工事費用は、配水管工事等の費用徴収事務取扱要綱に基づき原因者から徴収している。令和7年4月から12月までに対象工事は4件あった。

有効水量、有効率の推移は以下のとおりである。

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
配水量	17,008,830 ^{m³}	16,586,178 ^{m³}	16,391,315 ^{m³}	16,391,422 ^{m³}	16,380,512 ^{m³}
有効水量	16,973,955 ^{m³}	16,539,840 ^{m³}	16,346,133 ^{m³}	16,354,851 ^{m³}	16,352,770 ^{m³}
有効率	99.8%	99.7%	99.7%	99.8%	99.8%

令和6年度の有収率の他市との比較は以下のとおりである。

武蔵野市	類似団体平均	全国平均	昭島市	羽村市
98.46%	88.32%	89.21%	96.07%	94.43%

※令和6年度経営比較分析表(東京都総務局行政部HP)より作成

漏水対策について、関係書類等を審査した結果、適正に処理されているものと認められた。

2 水道メータ更新事業

水道料金の算定に用いられる使用水量を計量するために、各戸に市の水道メータを設置している。水道メータは計量法により有効期間が8年と規定されているため、8年に1度新しいものに更新している。

水道メータの有効期限は水道料金システムで管理しており、更新の対象となった水道メータは、委託により取替えを行っている。

令和7年4月から12月までのメータの設置件数、取替件数は以下のとおりである。

メータ設置数 (12月末日現在)	新規設置件数	メータの取替件数		
		異常・その他	検定満期 (有効期間満了)	合計
91,965	777	71	11,467	11,538

配管等の腐食による漏水の恐れがある場合や、車両やリフォーム等による障害物等により、メータの取替えができないことがあり、令和7年度に期限切れとなったメータ数は10件、期限切れメータの残数は248件で、メータ設置数の0.3%である。

取替えが行えず、有効期限が過ぎてしまった場合は、水道部総務課において、給水条例第29条第1項の規定により使用水量を認定し、水道料金を算定している。

令和7年度の水道メータ買入れの当初契約金額は、43,035,234円で、水道メータ取替委託の当初契約金額は、98,111,719円である。

水道メータ更新事業について、関係書類等を審査した結果、適正に処理されているものと認められた。

別表 1 (企画調整課)

予 算 の 執 行 状 況

一般会計 歳入

令和 7 年12月31日現在 (単位 円・%)

款	項	目	節	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 率
15	都支出金			50,086,000	88,000	0	0.0
	2	都補助金		50,086,000	88,000	0	0.0
		1	総務費都補助金	50,086,000	88,000	0	0.0
			2 総務管理費補助金	50,086,000	88,000	0	0.0
			合 計	50,086,000	88,000	0	0.0

一般会計 歳出

令和 7 年12月31日現在 (単位 円・%)

款	項	目	節	予 算 現 額	支 出 済 額	執 行 率
2	総務費			909,959,000	4,561,598	0.5
	1	総務管理費		909,959,000	4,561,598	0.5
		8	企画調整費	909,959,000	4,561,598	0.5
			7 報償費	403,000	84,000	20.8
			8 旅費	50,000	83,286	166.6
			10 需用費	3,851,000	1,345,346	34.9
			11 役務費	1,674,000	6,028	0.4
			12 委託料	900,275,000	234,850	0.0
			13 使用料及び賃借料	237,000	66,975	28.3
			14 工事請負費	300,000	0	0.0
			17 備品購入費	278,000	190,113	68.4
			18 負担金、補助及び交付金	2,891,000	2,551,000	88.2
			合 計	909,959,000	4,561,598	0.5

別表 2 (地域支援課)

予 算 の 執 行 状 況

一般会計 歳入

令和 7 年12月31日現在 (単位 円・%)

款	項	目	節	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 率
14	国庫支出金			8,899,000	0	0	0.0
	2	国庫補助金		8,899,000	0	0	0.0
		2	民生費国庫補助金	8,899,000	0	0	0.0
			5 社会福祉費補助金	8,899,000	0	0	0.0
15	都支出金			66,578,000	11,077,700	8,307,000	12.5
	1	都負担金		12,826,000	11,077,700	8,307,000	64.8
		1	民生費都負担金	12,826,000	11,077,700	8,307,000	64.8
			1 社会福祉費負担金	12,826,000	11,077,700	8,307,000	64.8
	2	都補助金		53,677,000	0	0	0.0
		2	民生費都補助金	53,677,000	0	0	0.0
			1 社会福祉費補助金	53,677,000	0	0	0.0
	3	委託金		75,000	0	0	0.0
		2	民生費委託金	75,000	0	0	0.0
			1 障害者福祉費委託金	75,000	0	0	0.0
20	諸収入			0	83,550	64,800	—
	6	雑入		0	83,550	64,800	—
		5	雑入	0	83,550	64,800	—
			1 雑入	0	83,550	64,800	—
	合		計	75,477,000	11,161,250	8,371,800	11.1

一般会計 歳出

令和7年12月31日現在 (単位 円・%)

款	項	目	節	予 算 現 額	支 出 済 額	執 行 率
2	総務費			60,000,000	3,310,000	5.5
	1	総務管理費		60,000,000	3,310,000	5.5
		16	諸費	60,000,000	3,310,000	5.5
			22 償還金、利子及び割引料	60,000,000	3,310,000	5.5
3	民生費			654,708,000	575,432,012	87.9
	1	社会福祉費		654,708,000	575,432,012	87.9
		1	社会福祉総務費	654,708,000	575,432,012	87.9
			1 報 酬	13,724,000	1,116,000	8.1
			7 報償費	12,396,000	5,873,600	47.4
			8 旅 費	3,566,000	2,287,358	64.1
			10 需用費	2,481,000	994,535	40.1
			11 役務費	5,913,000	3,253,403	55.0
			12 委託料	90,279,000	74,834,276	82.9
			13 使用料及び賃借料	77,000	55,000	71.4
			14 工事請負費	780,000	0	0.0
			17 備品購入費	40,000	6,490	16.2
			18 負担金、補助及び交付金	520,412,000	482,644,350	92.7
			19 扶助費	5,040,000	4,367,000	86.6
	合		計	714,708,000	578,742,012	81.0

別表 3 (高齢者支援課)

予 算 の 執 行 状 況

一般会計 歳入

令和 7 年12月31日現在 (単位 円・%)

款	項	目	節	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 率
12	分担金及び負担金			18,565,000	11,273,275	9,242,793	49.8
	1	負担金		18,565,000	11,273,275	9,242,793	49.8
		1	民生費負担金	18,565,000	11,273,275	9,242,793	49.8
		2	老人福祉費負担金	18,565,000	11,273,275	9,242,793	49.8
13	使用料及び手数料			31,062,000	20,533,844	19,579,711	63.0
	1	使用料		31,062,000	20,533,844	19,579,711	63.0
		2	民生使用料	31,062,000	20,533,844	19,579,711	63.0
		1	社会福祉使用料	31,062,000	20,533,844	19,579,711	63.0
14	国庫支出金			53,717,000	35,174,000	35,174,000	65.5
	1	国庫負担金		53,717,000	35,174,000	35,174,000	65.5
		1	民生費国庫負担金	53,717,000	35,174,000	35,174,000	65.5
		4	老人福祉費負担金	53,717,000	35,174,000	35,174,000	65.5
15	都支出金			460,432,000	43,202,983	43,202,983	9.4
	1	都負担金		26,859,000	17,587,983	17,587,983	65.5
		1	民生費都負担金	26,859,000	17,587,983	17,587,983	65.5
		3	老人福祉費負担金	26,859,000	17,587,983	17,587,983	65.5
	2	都補助金		433,573,000	25,615,000	25,615,000	5.9
		2	民生費都補助金	433,573,000	25,615,000	25,615,000	5.9
		3	老人福祉費補助金	433,573,000	25,615,000	25,615,000	5.9
16	財産収入			1,670,000	0	0	0.0
	1	財産運用収入		1,670,000	0	0	0.0
		2	利子及び配当金	1,670,000	0	0	0.0
		1	利子及び配当金	1,670,000	0	0	0.0
18	繰入金			12,031,000	0	0	0.0
	1	特別会計繰入金		12,031,000	0	0	0.0
		2	後期高齢者医療会計繰入金	2,000,000	0	0	0.0
		1	後期高齢者医療会計繰入金	2,000,000	0	0	0.0
		3	介護保険事業会計繰入金	10,031,000	0	0	0.0
		1	介護保険事業会計繰入金	10,031,000	0	0	0.0
20	諸収入			8,203,000	27,323,103	25,535,185	311.3
	2	市預金利子		0	38	38	—
		1	市預金利子	0	38	38	—
		1	預金利子	0	38	38	—
	3	貸付金元利収入		1,000	13,717,247	13,717,247	1371724.7
		1	福祉資金貸付金収入	1,000	13,717,247	13,717,247	1371724.7
		1	福祉資金貸付金収入	1,000	13,717,247	13,717,247	1371724.7

	6 雑入	8,202,000	13,605,818	11,817,900	144.1
	5 雑入	8,202,000	13,605,818	11,817,900	144.1
	1 雑入	8,202,000	13,605,818	11,817,900	144.1
21	市債	300,000,000	0	0	0.0
	1 市債	300,000,000	0	0	0.0
	1 民生債	300,000,000	0	0	0.0
	1 社会福祉債	300,000,000	0	0	0.0
	合 計	885,680,000	137,507,205	132,734,672	15.0

一般会計 歳出

令和7年12月31日現在 (単位 円・%)

款	項	目	節	予 算 現 額	支 出 済 額	執 行 率
3	民生費			4,543,479,000	1,001,344,709	22.0
	1	社会福祉費		4,543,479,000	1,001,344,709	22.0
		3	老人福祉費	4,543,479,000	1,001,344,709	22.0
			1 報酬	21,946,000	16,176,153	73.7
			3 職員手当等	5,374,000	5,171,559	96.2
			4 共済費	3,841,000	2,605,776	67.8
			7 報償費	1,702,000	735,526	43.2
			8 旅費	786,000	569,036	72.4
			10 需用費	44,064,000	24,213,611	55.0
			11 役務費	9,970,000	3,429,001	34.4
			12 委託料	605,036,000	415,670,287	68.7
			13 使用料及び賃借料	64,337,000	61,585,702	95.7
			14 工事請負費	645,715,000	9,613,552	1.5
			17 備品購入費	57,482,000	44,803,729	77.9
			18 負担金、補助及び交付金	841,237,000	340,317,581	40.5
			19 扶助費	116,128,000	75,652,442	65.1
			20 貸付金	5,229,000	800,754	15.3
			21 補償、補填及び賠償金	1,000,000	0	0.0
			24 積立金	1,670,000	0	0.0
			26 公課費	30,000	0	0.0
			27 繰出金	2,117,932,000	0	0.0
			合 計	4,543,479,000	1,001,344,709	22.0

介護保険事業会計 歳入

令和7年12月31日現在 (単位 円・%)

款	項	目	節	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 率
1	保険料			2,901,491,000	2,968,810,600	1,993,809,500	68.7
	1	介護保険料		2,901,491,000	2,968,810,600	1,993,809,500	68.7
		1	第1号被保険者保険料	2,901,491,000	2,968,810,600	1,993,809,500	68.7
		1	現年度分	2,893,918,000	2,943,588,800	1,986,302,800	68.6
		2	滞納繰越分	7,573,000	25,221,800	7,506,700	99.1
2	使用料及び手数料			100,000	29,400	28,400	28.4
	1	使用料		90,000	28,500	27,500	30.6
		1	使用料	90,000	28,500	27,500	30.6
		1	使用料	90,000	28,500	27,500	30.6
	2	手数料		10,000	900	900	9.0
		1	手数料	10,000	900	900	9.0
		1	手数料	10,000	900	900	9.0
3	国庫支出金			2,671,876,000	1,923,662,000	1,923,662,000	72.0
	1	国庫負担金		2,174,143,000	1,645,444,000	1,645,444,000	75.7
		1	介護給付費負担金	2,174,143,000	1,645,444,000	1,645,444,000	75.7
		1	介護給付費負担金	2,174,143,000	1,645,444,000	1,645,444,000	75.7
	2	国庫補助金		497,733,000	278,218,000	278,218,000	55.9
		1	調整交付金	348,154,000	248,344,000	248,344,000	71.3
		1	調整交付金	348,154,000	248,344,000	248,344,000	71.3
		2	地域支援事業交付金	119,705,000	0	0	0.0
		1	介護予防・日常生活支援総合事業	19,795,000	0	0	0.0
		2	包括の支援事業・任意事業	97,129,000	0	0	0.0
		3	総合事業調整交付金	2,781,000	0	0	0.0
		3	保険者機能強化推進交付金	9,243,000	9,243,000	9,243,000	100.0
		1	保険者機能強化推進交付金	9,243,000	9,243,000	9,243,000	100.0
		4	介護保険保険者努力支援交付金	20,631,000	20,631,000	20,631,000	100.0
		1	介護保険保険者努力支援交付金	20,631,000	20,631,000	20,631,000	100.0
4	支払基金交付金			3,371,977,000	2,523,795,000	2,523,795,000	74.8
	1	支払基金交付金		3,371,977,000	2,523,795,000	2,523,795,000	74.8
		1	介護給付費交付金	3,345,254,000	2,506,650,000	2,506,650,000	74.9
		1	介護給付費交付金	3,345,254,000	2,506,650,000	2,506,650,000	74.9
		2	地域支援事業支援交付金	26,723,000	17,145,000	17,145,000	64.2
		1	地域支援事業支援交付金	26,723,000	17,145,000	17,145,000	64.2
5	都支出金			1,916,453,000	1,242,688,000	1,242,688,000	64.8
	1	都負担金		1,852,552,000	1,242,472,000	1,242,472,000	67.1
		1	介護給付費負担金	1,852,552,000	1,242,472,000	1,242,472,000	67.1
		1	介護給付費負担金	1,852,552,000	1,242,472,000	1,242,472,000	67.1
	2	都補助金		63,901,000	216,000	216,000	0.3
		1	地域支援事業交付金	60,935,000	0	0	0.0
		1	介護予防・日常生活支援総合事業	12,371,000	0	0	0.0
		2	包括の支援事業・任意事業	48,564,000	0	0	0.0
		2	事業費補助金	2,966,000	216,000	216,000	7.3
		1	事業費補助金	2,966,000	216,000	216,000	7.3

6	財産収入	7,617,000	0	0	0.0
1	財産運用収入	7,617,000	0	0	0.0
1	利子	7,617,000	0	0	0.0
1	利子	7,617,000	0	0	0.0
7	繰入金	2,297,395,000	0	0	0.0
1	一般会計繰入金	2,117,932,000	0	0	0.0
1	介護給付費繰入金	1,548,729,000	0	0	0.0
1	介護給付費繰入金	1,548,729,000	0	0	0.0
2	地域支援事業繰入金	60,935,000	0	0	0.0
1	介護予防・日常生活支援総合事業	12,371,000	0	0	0.0
2	包括的支援事業・任意事業	48,564,000	0	0	0.0
3	その他一般会計繰入金	400,833,000	0	0	0.0
1	職員給与費繰入金	198,103,000	0	0	0.0
2	事務費等繰入金	202,730,000	0	0	0.0
4	低所得者保険料軽減繰入金	107,435,000	0	0	0.0
1	低所得者保険料軽減繰入金	107,435,000	0	0	0.0
2	基金繰入金	179,463,000	0	0	0.0
1	介護給付費等準備基金繰入金	179,463,000	0	0	0.0
1	介護給付費等準備基金繰入金	179,463,000	0	0	0.0
8	繰越金	133,014,000	478,105,129	478,105,129	359.4
1	繰越金	133,014,000	478,105,129	478,105,129	359.4
1	繰越金	133,014,000	478,105,129	478,105,129	359.4
1	前年度繰越金	133,014,000	478,105,129	478,105,129	359.4
9	諸収入	200,000	2,780,852	2,845,652	1422.8
1	延滞金、加算金及び過料	160,000	114,900	179,700	112.3
1	延滞金・加算金及び過料	160,000	114,900	179,700	112.3
1	延滞金・加算金及び過料	160,000	114,900	179,700	112.3
2	雑入	40,000	2,665,952	2,665,952	6664.9
1	雑入	40,000	2,665,952	2,665,952	6664.9
1	雑入	40,000	2,665,952	2,665,952	6664.9
合	計	13,300,123,000	9,139,870,981	8,164,933,681	61.4

介護保険事業会計 歳出

令和7年12月31日現在 (単位 円・%)

款	項	目	節	予 算 現 額	支 出 済 額	執 行 率
1	総務費			200,750,000	108,956,119	54.3
	1	総務管理費		200,750,000	108,956,119	54.3
		1	一般管理費	62,394,000	25,092,532	40.2
			1 報酬	3,471,000	2,510,537	72.3
			3 職員手当等	946,000	958,441	101.3
			4 共済費	719,000	500,293	69.6
			7 報償費	513,000	86,500	16.9
			8 旅費	360,000	153,519	42.6
			10 需用費	6,982,000	3,441,789	49.3
			11 役務費	20,988,000	8,549,674	40.7
			12 委託料	27,144,000	8,390,738	30.9
			13 使用料及び賃借料	984,000	462,041	47.0
			17 備品購入費	80,000	0	0.0
			18 負担金、補助及び交付金	207,000	39,000	18.8
		2	賦課徴収費	12,849,000	7,985,619	62.1
			10 需用費	322,000	134,915	41.9
			11 役務費	6,883,000	4,534,015	65.9
			12 委託料	5,644,000	3,316,689	58.8
		3	介護認定審査会費	124,490,000	75,569,663	60.7
			1 報酬	46,861,000	30,907,600	66.0
			3 職員手当等	6,620,000	6,709,087	101.3
			4 共済費	4,574,000	3,186,798	69.7
			7 報償費	80,000	0	0.0
			8 旅費	2,082,000	1,167,418	56.1
			10 需用費	992,000	460,118	46.4
			11 役務費	43,451,000	23,182,542	53.4
			12 委託料	19,800,000	9,952,800	50.3
			13 使用料及び賃借料	30,000	3,300	11.0
		4	推進協議会費	1,017,000	308,305	30.3
			7 報償費	756,000	216,000	28.6
			10 需用費	9,000	1,900	21.1
			11 役務費	59,000	26,330	44.6
			12 委託料	193,000	64,075	33.2
2	保険給付費			12,389,833,000	8,155,607,040	65.8
	1	保険給付費		12,389,833,000	8,155,607,040	65.8
		1	保険給付費	12,376,686,000	8,146,656,937	65.8
			18 負担金、補助及び交付金	12,376,686,000	8,146,656,937	65.8
		2	審査支払手数料	13,147,000	8,950,103	68.1
			12 委託料	13,147,000	8,950,103	68.1

款	項	目	節	予 算 現 額	支 出 済 額	執 行 率
3	地域支援事業費			297,032,000	208,991,915	70.4
	1	地域支援事業費		297,032,000	208,991,915	70.4
		1	地域支援事業費	296,660,000	208,754,571	70.4
			1 報酬	3,667,000	2,781,647	75.9
			3 職員手当等	1,104,000	1,118,244	101.3
			4 共済費	780,000	528,196	67.7
			7 報償費	350,000	183,411	52.4
			8 旅費	296,000	140,121	47.3
			10 需用費	2,240,000	1,428,499	63.8
			11 役務費	768,000	275,379	35.9
			12 委託料	203,381,000	143,189,361	70.4
			13 使用料及び賃借料	20,000	8,000	40.0
			17 備品購入費	21,000	0	0.0
			18 負担金、補助及び交付金	83,783,000	59,101,713	70.5
			19 扶助費	250,000	0	0.0
		2	その他諸費	372,000	237,344	63.8
			12 委託料	372,000	237,344	63.8
4	基金積立金			7,617,000	0	0.0
	1	基金積立金		7,617,000	0	0.0
		1	介護給付費等準備基金積立金	7,617,000	0	0.0
			24 積立金	7,617,000	0	0.0
5	諸支出金			146,504,000	48,940,140	33.4
	1	償還金及び還付加算金		136,473,000	48,940,140	35.9
		1	第1号被保険者保険料還付金及び還付加算金	4,430,000	2,783,800	62.8
			22 償還金、利子及び割引料	4,430,000	2,783,800	62.8
		2	償還金	132,043,000	46,156,340	35.0
			22 償還金、利子及び割引料	132,043,000	46,156,340	35.0
	2	一般会計繰出金		10,031,000	0	0.0
		1	一般会計繰出金	10,031,000	0	0.0
			27 繰出金	10,031,000	0	0.0
6	予備費			3,000,000	0	0.0
	1	予備費		3,000,000	0	0.0
		1	予備費	3,000,000	0	0.0
			28 予備費	3,000,000	0	0.0
	合	計		13,044,736,000	8,522,495,214	65.3

別表 4 (障害者福祉課)

予 算 の 執 行 状 況

一般会計 歳入

令和 7 年12月31日現在 (単位 円・%)

款	項	目	節	予 算	現 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 率
12	分	担	金 及び 負 担 金	54,000		20,500	18,500	34.3
	1	負	担 金	54,000		20,500	18,500	34.3
		1	民 生 費 負 担 金	54,000		20,500	18,500	34.3
			1 障 害 者 福 祉 費 負 担 金	54,000		20,500	18,500	34.3
14	国	庫	支 出 金	2,476,193,000		1,968,453,229	1,492,997,263	60.3
	1	国	庫 負 担 金	2,409,220,000		1,968,453,229	1,492,997,263	62.0
		1	民 生 費 国 庫 負 担 金	2,409,220,000		1,968,453,229	1,492,997,263	62.0
		2	障 害 者 福 祉 費 負 担 金	2,365,794,000		1,968,453,229	1,492,997,263	63.1
		3	福 祉 手 当 負 担 金	43,426,000		0	0	0.0
	2	国	庫 補 助 金	66,973,000		0	0	0.0
		2	民 生 費 国 庫 補 助 金	66,973,000		0	0	0.0
		1	障 害 者 福 祉 費 補 助 金	66,973,000		0	0	0.0
15	都	支	出 金	1,894,112,000		399,971,700	466,203,200	24.6
	1	都	負 担 金	1,388,707,000		135,129,000	201,360,500	14.5
		1	民 生 費 都 負 担 金	1,388,707,000		135,129,000	201,360,500	14.5
		2	障 害 者 福 祉 費 負 担 金	1,388,707,000		135,129,000	201,360,500	14.5
	2	都	補 助 金	490,762,000		264,831,000	264,831,000	54.0
		2	民 生 費 都 補 助 金	490,762,000		264,831,000	264,831,000	54.0
		2	障 害 者 福 祉 費 補 助 金	490,762,000		264,831,000	264,831,000	54.0
	3	委	託 金	14,643,000		11,700	11,700	0.1
		2	民 生 費 委 託 金	14,643,000		11,700	11,700	0.1
		1	障 害 者 福 祉 費 委 託 金	14,643,000		11,700	11,700	0.1
20	諸	収	入	1,597,000		1,195,591	1,007,679	63.1
	2	市	預 金 利 子	0		4	4	—
		1	市 預 金 利 子	0		4	4	—
		1	預 金 利 子	0		4	4	—
	6	雑	入	1,597,000		1,195,587	1,007,675	63.1
		5	雑 入	1,597,000		1,195,587	1,007,675	63.1
		1	雑 入	1,597,000		1,195,587	1,007,675	63.1
	合	計		4,371,956,000		2,369,641,020	1,960,226,642	44.8

一般会計 歳出

令和7年12月31日現在（単位 円・％）

款	項	目	節	予 算 現 額	支 出 済 額	執 行 率
3	民生費			7,504,085,000	5,080,420,099	67.7
	1	社会福祉費		7,504,085,000	5,080,420,099	67.7
		2	障害者福祉費	7,504,085,000	5,080,420,099	67.7
			1 報 酬	21,600,000	11,962,996	55.4
			3 職員手当等	3,703,000	2,987,698	80.7
			4 共済費	2,678,000	1,448,958	54.1
			7 報償費	5,162,000	1,813,500	35.1
			8 旅 費	1,038,000	326,791	31.5
			10 需用費	14,110,000	8,047,223	57.0
			11 役務費	22,795,000	9,749,525	42.8
			12 委託料	528,014,000	402,062,057	76.1
			13 使用料及び賃借料	64,844,000	27,041,116	41.7
			14 工事請負費	499,800,000	215,160	0.0
			17 備品購入費	5,423,000	8,910	0.2
			18 負担金、補助及び交付金	560,539,000	391,933,530	69.9
			19 扶助費	5,774,353,000	4,222,822,635	73.1
			26 公課費	26,000	0	0.0
			合 計	7,504,085,000	5,080,420,099	67.7

別表 5 (交通企画課)

予 算 の 執 行 状 況

一般会計 歳入

令和 7 年12月31日現在 (単位 円・%)

款	項	目	節	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 率
13	使用料及び手数料			2,877,000	2,062,000	2,062,000	71.7
	1	使用料		9,000	9,000	9,000	100.0
		1	総務使用料	9,000	9,000	9,000	100.0
			1 総務管理使用料	9,000	9,000	9,000	100.0
	2	手数料		2,868,000	2,053,000	2,053,000	71.6
		4	土木手数料	2,868,000	2,053,000	2,053,000	71.6
			2 自転車手数料	2,868,000	2,053,000	2,053,000	71.6
14	国庫支出金			25,288,000	0	0	0.0
	2	国庫補助金		25,288,000	0	0	0.0
		4	土木費国庫補助金	25,288,000	0	0	0.0
			2 道路橋りょう費補助金	23,650,000	0	0	0.0
			3 土木管理費補助金	1,638,000	0	0	0.0
15	都支出金			55,268,000	0	0	0.0
	2	都補助金		55,268,000	0	0	0.0
		6	土木費都補助金	55,268,000	0	0	0.0
			1 土木管理費補助金	2,868,000	0	0	0.0
			2 道路橋りょう費補助金	52,400,000	0	0	0.0
20	諸収入			808,266,000	657,039	657,039	0.1
	4	受託事業収入		807,575,000	0	0	0.0
		3	土木費受託事業収入	807,575,000	0	0	0.0
			1 都市計画事業受託事業収入	807,575,000	0	0	0.0
	6	雑入		691,000	657,039	657,039	95.1
		5	雑入	691,000	657,039	657,039	95.1
			1 雑入	691,000	657,039	657,039	95.1
	合		計	891,699,000	2,719,039	2,719,039	0.3

一般会計 歳出

令和7年12月31日現在 (単位 円・%)

款	項	目	節	予 算 現 額	支 出 済 額	執 行 率
8	土木費			1,768,030,651	587,354,641	33.2
	1	土木管理費		620,999,000	338,271,417	54.5
		2	交通対策費	620,999,000	338,271,417	54.5
			1 報酬	2,302,000	1,231,020	53.5
			3 職員手当等	482,000	500,808	103.9
			4 共済費	362,000	225,140	62.2
			7 報償費	654,000	258,770	39.6
			8 旅費	470,000	164,144	34.9
			10 需用費	5,965,000	1,178,166	19.8
			11 役務費	735,000	376,530	51.2
			12 委託料	246,768,000	135,328,536	54.8
			13 使用料及び賃借料	178,710,000	178,031,855	99.6
			14 工事請負費	20,507,000	6,806,448	33.2
			17 備品購入費	30,000	0	0.0
			18 負担金、補助及び交付金	164,014,000	14,170,000	8.6
	2	道路橋りょう費		771,442,655	247,122,041	32.0
		3	道路新設改良費	771,442,655	247,122,041	32.0
			10 需用費	767,000	299,529	39.1
			11 役務費	1,189,000	1,023,784	86.1
			12 委託料	148,641,000	20,263,400	13.6
			13 使用料及び賃借料	531,000	170,198	32.1
			14 工事請負費	498,000,000	225,142,600	45.2
			16 公有財産購入費	30,342,655	0	0.0
			17 備品購入費	62,000	39,930	64.4
			18 負担金、補助及び交付金	54,910,000	182,600	0.3
			21 補償、補填及び賠償金	37,000,000	0	0.0
	3	都市計画費		375,588,996	1,961,183	0.5
		2	街路事業費	375,588,996	1,961,183	0.5
			10 需用費	200,000	28,483	14.2
			11 役務費	1,010,000	0	0.0
			12 委託料	12,267,000	797,500	6.5
			14 工事請負費	16,878,000	1,135,200	6.7
			16 公有財産購入費	339,433,996	0	0.0
			18 負担金、補助及び交付金	5,800,000	0	0.0
	合	計		1,768,030,651	587,354,641	33.2

別表 6 (道路管理課)

予 算 の 執 行 状 況

一般会計 歳入

令和 7 年12月31日現在 (単位 円・%)

款	項	目	節	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 率
11			交通安全対策特別交付金	12,500,000	6,866,000	6,866,000	54.9
	1		交通安全対策特別交付金	12,500,000	6,866,000	6,866,000	54.9
		1	交通安全対策特別交付金	12,500,000	6,866,000	6,866,000	54.9
			1 交通安全対策特別交付金	12,500,000	6,866,000	6,866,000	54.9
12			分担金及び負担金	0	3,066,800	0	—
	1		負担金	0	3,066,800	0	—
		4	土木費負担金	0	3,066,800	0	—
			1 道路橋りょう費負担金	0	3,066,800	0	—
13			使用料及び手数料	259,140,000	261,771,910	261,291,270	100.8
	1		使用料	259,100,000	261,740,710	261,254,370	100.8
		4	土木使用料	259,100,000	261,740,710	261,254,370	100.8
			1 道路使用料	259,100,000	261,740,710	261,254,370	100.8
	2		手数料	40,000	31,200	36,900	92.3
		4	土木手数料	40,000	31,200	36,900	92.3
			1 道路手数料	40,000	31,200	36,900	92.3
20			諸収入	45,000	222,084	222,084	493.5
	1		延滞金、加算金及び過料	0	167,200	167,200	—
		1	延滞金	0	167,200	167,200	—
			1 延滞金	0	167,200	167,200	—
	6		雑入	45,000	54,884	54,884	122.0
		5	雑入	45,000	54,884	54,884	122.0
			1 雑入	45,000	54,884	54,884	122.0
			合 計	271,685,000	271,926,794	268,379,354	98.8

一般会計 歳出

令和7年12月31日現在（単位 円・％）

款	項	目	節	予 算 現 額	支 出 済 額	執 行 率
8	土木費			602,862,000	304,216,067	50.5
	2	道路橋りょう費		602,862,000	304,216,067	50.5
		1	道路橋りょう総務費	29,198,000	2,602,015	8.9
			8 旅 費	10,000	0	0.0
			10 需用費	3,231,000	914,999	28.3
			11 役務費	422,000	309,981	73.5
			12 委託料	24,859,000	1,145,100	4.6
			13 使用料及び賃借料	202,000	134,448	66.6
			15 原材料料費	175,000	0	0.0
			17 備品購入費	103,000	65,263	63.4
			18 負担金、補助及び交付金	186,000	24,000	12.9
			21 補償、補填及び賠償金	10,000	8,224	82.2
		2	道路維持費	457,398,000	240,053,063	52.5
			1 報 酬	3,608,000	2,556,252	70.8
			3 職員手当等	1,032,000	1,045,606	101.3
			4 共済費	770,000	509,707	66.2
			8 旅 費	128,000	84,680	66.2
			10 需用費	48,542,000	28,936,321	59.6
			11 役務費	255,000	214,857	84.3
			12 委託料	190,393,000	93,373,797	49.0
			13 使用料及び賃借料	3,000	1,554	51.8
			14 工事請負費	211,530,000	113,330,289	53.6
			15 原材料料費	1,086,000	0	0.0
			17 備品購入費	30,000	0	0.0
			18 負担金、補助及び交付金	11,000	0	0.0
			21 補償、補填及び賠償金	10,000	0	0.0
		3	道路新設改良費	100,134,000	61,560,989	61.5
			1 報 酬	3,876,000	2,790,876	72.0
			3 職員手当等	1,032,000	1,045,606	101.3
			4 共済費	807,000	562,153	69.7
			8 旅 費	279,000	186,458	66.8
			10 需用費	227,000	2,167	1.0
			11 役務費	55,000	22,598	41.1
			12 委託料	12,858,000	8,247,800	64.1
			14 工事請負費	81,000,000	48,703,331	60.1
		4	橋りょう費	16,132,000	0	0.0
			12 委託料	15,259,000	0	0.0
			14 工事請負費	873,000	0	0.0
			合 計	602,862,000	304,216,067	50.5

別表 7 (水道部総務課)

収 益 的 収 入

令和 7 年12月31日現在 (単位 円・%)

科 目	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 率
1 営 業 収 益	3,792,686,000	2,595,441,916	2,236,988,772	59.0
給 水 収 益	3,121,457,000	2,120,179,449	1,767,730,694	56.6
受 託 工 事 収 益	13,081,000	9,218,899	3,951,452	30.2
そ の 他 営 業 収 益	658,148,000	466,043,568	465,306,626	70.7
2 営 業 外 収 益	84,357,000	2,753,698	2,753,698	3.3
受 取 利 息 及 び 配 当 金	744,000	2,260,543	2,260,543	303.8
他 会 計 補 助 金	1,992,000	0	0	0.0
雑 収 益	493,000	493,155	493,155	100.0
長 期 前 受 金 戻 入	81,128,000	0	0	0.0
3 特 別 利 益	1,737,514,000	0	0	0.0
固 定 資 産 売 却 益	1,000	0	0	0.0
過 年 度 損 益 修 正 益	1,737,513,000	0	0	0.0
合 計	5,614,557,000	2,598,195,614	2,239,742,470	39.9

収 益 的 支 出

令和 7 年12月31日現在 (単位 円・%)

科 目	予 算 現 額	支 出 済 額	執 行 率
1 営 業 費 用	3,875,020,000	2,105,553,733	54.3
原 水 及 び 浄 水 費	2,237,800,000	1,522,116,188	68.0
配 水 及 び 給 水 費	410,792,000	283,155,627	68.9
受 託 工 事 費	14,248,000	9,229,670	64.8
業 務 費	261,594,000	170,054,030	65.0
総 係 費	221,248,000	120,998,218	54.7
減 価 償 却 費	681,772,000	0	0.0
資 産 減 耗 費	47,566,000	0	0.0
2 営 業 外 費 用	118,700,000	20,297,836	17.1
支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	39,903,000	19,541,607	49.0
雑 支 出	2,501,000	756,229	30.2
消 費 税	76,296,000	0	0.0
3 特 別 損 失	1,505,682,000	0	0.0
過 年 度 損 益 修 正 損	1,505,681,000	0	0.0
そ の 他 特 別 損 失	1,000	0	0.0
4 予 備 費	1,000,000	0	0.0
合 計	5,500,402,000	2,125,851,569	38.6

資 本 の 収 入

令和 7 年12月31日現在 (単位 円・%)

科 目	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 率
1 企 業 債	346,350,000	0	0	0.0
2 固定資産売却代金	1,000	0	0	0.0
3 負 担 金	43,003,000	0	0	0.0
合 計	389,354,000	0	0	0.0

資 本 の 支 出

令和 7 年12月31日現在 (単位 円・%)

科 目	予 算 現 額	支 出 済 額	執行率
1 建設改良費	803,081,000	599,830,807	74.7
事務費	93,030,000	39,359,366	42.3
配水施設費	476,106,000	378,639,051	79.5
原水及び浄水施設改良工事費	222,430,000	178,179,574	80.1
営業設備費	11,515,000	3,652,816	31.7
2 企業債償還金	261,566,000	130,107,497	49.7
3 予 備 費	1,000,000	0	0.0
合 計	1,065,647,000	729,938,304	68.5

